

令和元年度

# 相談支援包括化推進員研修

期 日 令和2年2月6日（木）

会 場 松本市浅間温泉文化センター



社会福祉法人長野県社会福祉協議会

# 日 程 表

時 間	内 容
10:00	開 会
10:10	<p>◆基調説明</p> <p>「地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ」を読み解く ～「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に 関する検討会」による施策の方向性～</p> <p>【講師】厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域福祉専門官 玉置 隼人 氏</p>
11:20	<p>◆実践報告</p> <p>&lt;市町村展開&gt; 富士見町社会福祉協議会 地域福祉係 係長 進藤竜一 氏 &lt;圏域展開&gt; 長野県社会福祉協議会</p>
11:40	<p>◆意見交換</p> <p>『今後の地域共生社会推進施策について』</p>
12:00	閉 会

# 基 調 説 明

---

『地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ』を読み解く

～「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進  
に関する検討会」による施策の方向性～

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 地域福祉専門官 玉置 隼人 氏

【長野県】  
令和元年度 相談支援包括化推進員研修

# 「地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ」を読み解く

～「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の  
推進に関する検討会」による施策の方向性～



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課  
(併・生活困窮者自立支援室、地域共生社会推進室)  
地域福祉専門官 玉置 隼人

## 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

### 支え・支えられる関係の循環

～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

### 地域における人と資源の循環

～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....



地域共生社会の実現に向けた地域づくり、福祉施策

## これまでの取り組み～検討会の前提として

2

### 生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりにより、課題を抱える世帯が地域で浮かび上がってくると、行政で対応すべき人は確実に増加すると見込まれる。

#### <主な対象者のイメージ>

※それぞれは重複もある

**福祉事務所  
来訪者のうち  
生活保護に  
至らない者**  
約30万人(H29・厚  
生労働省推計)

**ホームレス**  
約0.5万人(H30・ホームレスの  
実態に関する全国調査)

**経済・生活問題を  
原因とする自殺者**  
約0.3万人(H29・自殺統計)

**離職期間  
1年以上の  
長期失業者**  
約67万人(H29・労  
働力調査)

**ひきこもり  
状態に  
ある人**  
約18万人(H28・  
内閣府推計による  
「狭義のひきこも  
り」) + α(内閣府推計で  
対象外の40歳以上の人)

**スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども**  
約7.5万人(H28)

#### 税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.8%(H28・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約289万世帯(速報値)(H29・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者 約117万人(H30.8末現在・(株)日本信用情報機構統計データ)

既に  
顕在化

見え  
にくい

3

# 生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

## 1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、**包括的な支援体系を創設**するもの。

## 2. 制度のめざす目標

### (1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、**本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役**となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、**経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立**を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、**尊厳の確保に特に配慮**する。

### (2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。**(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)**
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「**相互に支え合う**」地域を構築する。

## 3. 新しい生活困窮者支援のかたち

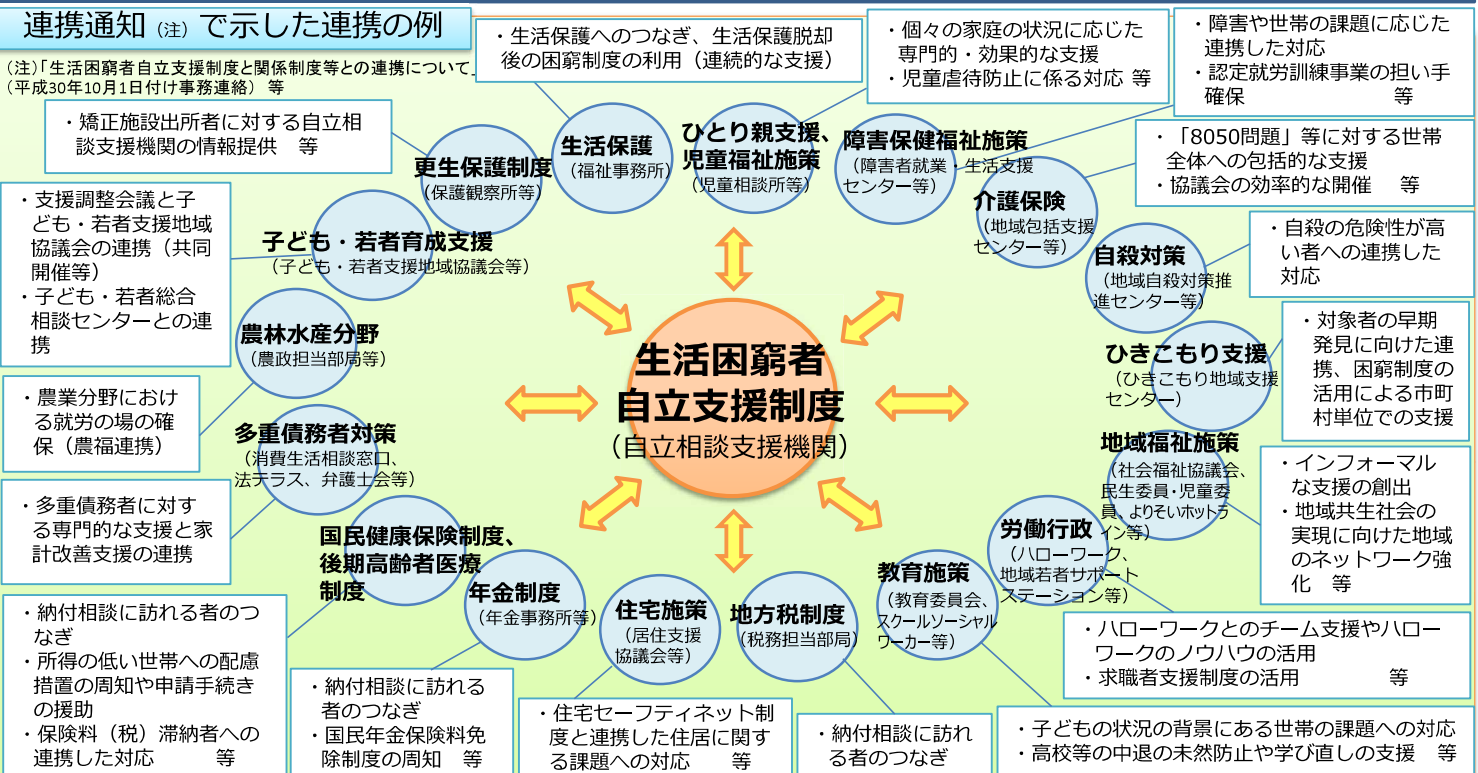
- (1) **包括的な支援** … 生活困窮者の課題は**多様で複合的**である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2) **個別的な支援** … 生活困窮者に対する**適切なアセスメント**を通じて、**個々人の状況に応じた適切な支援**を実施する。
- (3) **早期的な支援** … 真に困窮している人ほど**SOSを発することが難しい**。「待ちの姿勢」ではなく**早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る**。
- (4) **継続的な支援** … 自立を**無理に急がせるのではなく**、本人の段階に合わせて、**切れ目なく継続的に支援**を提供する。
- (5) **分権的・創造的な支援** … 主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、**地域の支援体制を創造**する。

# 生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

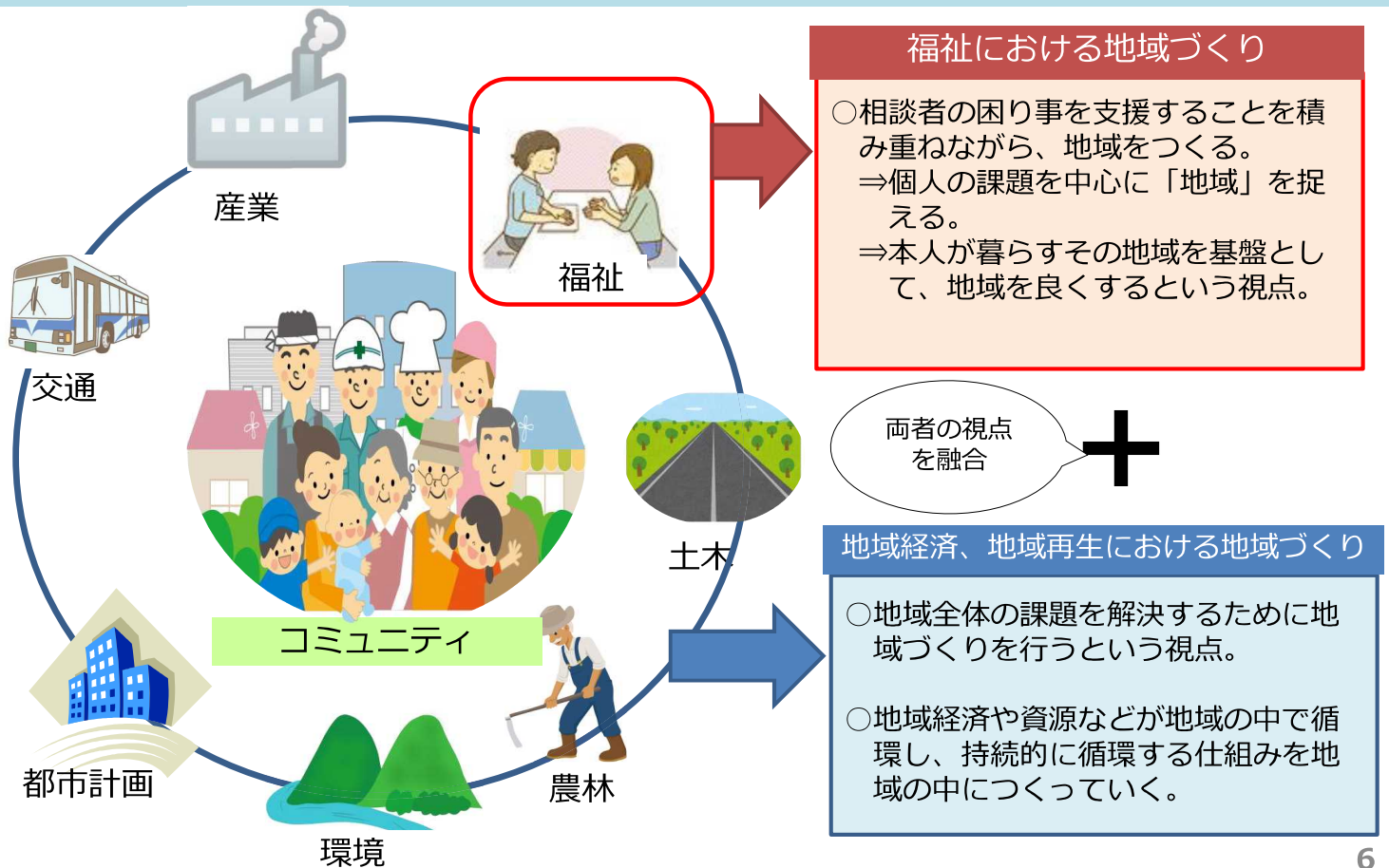
### 連携通知(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について(平成30年10月1日付け事務連絡)」等



※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。 5

# 地域づくりの可能性



6

## 「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備、地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年 9月 **「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」**（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告）  
多機関の協働による包括的支援体制構築事業（平成28年度予算）
- 平成28年 6月 **「ニッポン一億総活躍プラン」**（閣議決定）に**地域共生社会の実現が盛り込まれる**
  - 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
  - 10月 地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置
  - 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ  
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業（平成29年度予算）
- 平成29年 2月 **社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）**を国会に提出  
**「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）**を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で**決定**
  - 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布  
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
  - 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
  - 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年 4月 **改正社会福祉法の施行**
- 令和元年 5月 **地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）**の設置
  - 7月 **地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ**
  - 12月 **地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ**

7

# 改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

## 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

### 1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（\*）  
（\*）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年（平成29年）6月2日公布。2018年（平成30年）4月1日施行。

8

## 改正社会福祉法（第4条） [平成30年4月施行]

### （地域福祉の推進）

※下線部は、今回の改正・新設部分

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域住民等（地域住民や福祉関係者（事業者、ボランティア））が、(1)本人のみならず、その人が属する世帯全体に着目し、(2)福祉、介護、保健医療に限らない、地域社会からの孤立も含めた「地域生活課題」を把握するとともに、(3)支援関係機関と連携し、課題の解決を図るよう特に留意する旨を定め、地域福祉推進の理念を明確化している。

9



○ 社会福祉を目的とする事業を経営する者の責務 ※下線部は、今回の改正・新設部分

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

○ 国及び地方公共団体の責務

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 (略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

第5条では、事業者が地域住民等と連携して地域福祉の推進に取り組むことを追記している。第6条第2項は、地域福祉を推進していく上での国及び地方公共団体の責務を定めている。さらに、第106条の3第1項で市町村の責務を具体化し、これらによって、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にし、地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための体制整備を行っていく旨を規定している。

10

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

※ 条全体が今回の改正による新設 / [ ] は演者追記

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
- 三 介護保険法第115条の4第2項第1号に掲げる事業 [地域包括支援センターの総合相談]
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業 [障害者相談支援]
- 五 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に掲げる事業 [利用者支援事業]

複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、地域子育て支援拠点や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など福祉の各分野における相談支援事業者が、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを努力義務としている。

11

（包括的な支援体制の整備） ※ 条全体が今回の改正による新設

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
  - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する**生活困窮者自立相談支援事業を行う者**その他の支援関係機関が、解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計地域生活課題を画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第1項は、(1)地域住民が交流する拠点の整備などの**地域づくりの取組**、(2)身近な地域で住民の相談を分野を問わず**包括的に受け止める場の整備**、(3)相談支援機関が協働して、**課題を解決するネットワークの整備** などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の新たな努力義務としている。

12

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

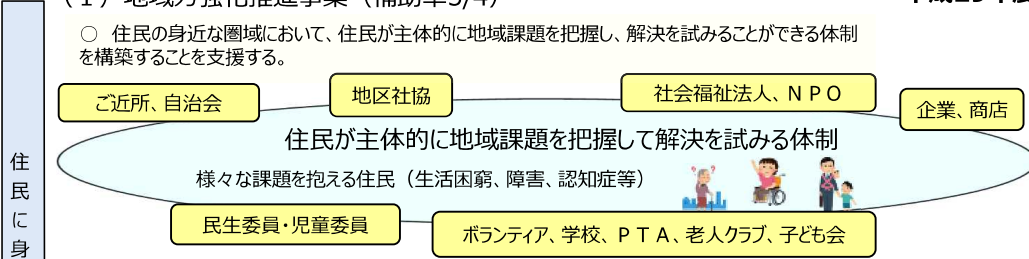
※ 都道府県地域福祉支援計画（108条）についても基本的に同様。

# 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

令和元年度予算 28億円（200自治体）  
 平成30年度予算 26億円（150自治体）  
 平成29年度予算 20億円（100自治体）

## (1) 地域力強化推進事業（補助率3/4）

○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野  
 まちおこし、産業、  
 農林水産、土木、  
 防犯・防災、環境、  
 社会教育、交通、  
 都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援

[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)

[2] 地域の課題を包括的に受け止める場(※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

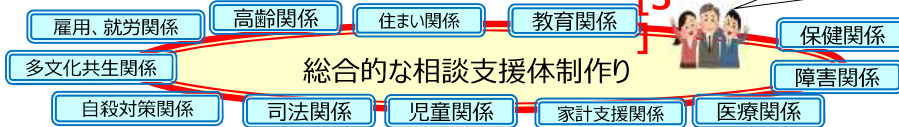
○ 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

ニッポン一億総活躍プラン  
 (H28.6.2閣議決定)  
 小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。  
 世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。

## (2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

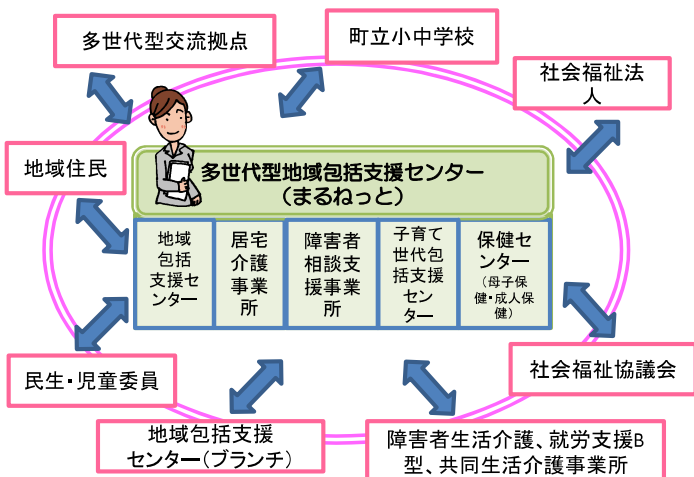
相談支援包括化推進員  
 世帯全体の課題を的確に把握  
 多職種・多機関のネットワーク化の推進  
 相談支援包括化推進会議の開催等



新たな社会資源の創出  
 地域に不足する資源の検討

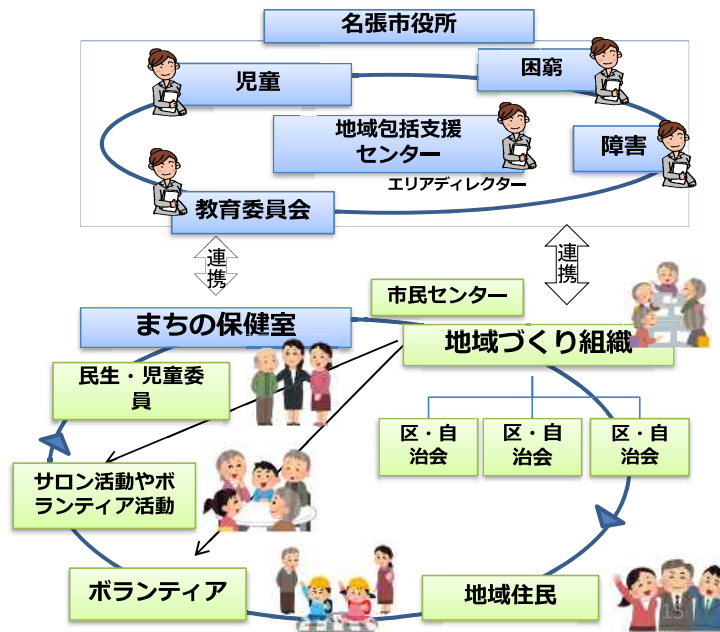
### 秋田県小坂町の例（総合相談窓口を設置）

- 地域包括支援センター(介護)をベースとして、障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、多世代型地域包括支援センター(「まるねっと」)を設置し、住民からの様々な相談にワンストップで対応する体制を整備。
- 地域包括支援センターのランチ、多世代交流拠点、社会福祉協議会等に相談員を配置し、町内の様々な場所で相談を受け付け、「まるねっと」が集約して対応。



### 三重県名張市の例（複数の連携担当職員を配置）

- 複雑・複合化した事例に対応する連携担当職員(「エリアディレクター」)を複数部署(※)に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。  
 ※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 「地域づくり組織」を基盤として、地域における支えあい活動など地域の自主的な活動を推進



<p><b>A町</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。</li> <li>正職員のうち、保健センターや地域支援事業（介護予防事業）を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。</li> </ul> <p>⇒会計検査において、地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。</p>
<p><b>B市</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター（委託型）を高年齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。</li> <li>共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、<u>2ヶ月間タイムスタディ調査を実施</u>。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計（多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金）から支出。</li> </ul> <p>⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているため実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑が見られる。</p>
<p><b>C市</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。</li> </ul> <p>⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。</p>

## 「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

（平成29年3月31日 健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長 連名通知）

### 1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

- 市区町村は、地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施できる。
  - ・ 介護保険制度の地域支援事業
  - ・ 障害者総合支援制度の地域生活支援事業
  - ・ 子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業
  - ・ 健康増進事業
  - ・ その他の国庫補助事業
  - ・ 市区町村の単独事業

### 2 費用の計上について

- 市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分できる。
- その方法は、国が例示するもののほか、市区町村の実情に応じて設定できる。



## 地域共生・地域の支え合いの実現に向けて

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①丸ごと相談（断らない相談）の実現、②地域共生に資する取組の促進、③高齢者も障害者も利用できるサービスの推進について検討を行う。

### I 丸ごと相談（断らない相談）の実現

- ◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施）

- ・「断らない」相談支援
- ・多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、居住支援など）
- ・地域における伴走体制の確保

※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討

- ・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
- ・地域におけるひきこもり支援の強化

### II 地域共生に資する取組の促進

- ◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進

- ・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
- ・民間からの資金調達の促進
- ・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進
- ・地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携策を促進

### III 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

- ◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進
- ・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援

## 包括的な支援体制の整備例（1）①

- モデル事業においては、「まるごと相談窓口」として分野を包括した専門職による相談支援窓口や、住民に身近な地域で相談を受けとめる窓口が配置されている。
- モデル事業における包括的な支援を実現するための体制については、相談窓口の配置、専門職の配置、またそれぞれの機関、人がカバーする圏域の範囲など、具体的な整備のあり方は多様であり、自治体の人口規模や広さ、地域資源の状況等に応じて創意工夫しながら取り組んでいる。

		三重県 名張市	福井県 坂井市	茨城県 東海村	愛知県 豊田市
人口		78,553人	91,638人	37,611人	425,340人
面積		129.77km <sup>2</sup>	209.67km <sup>2</sup>	38.00km <sup>2</sup>	918.32 km <sup>2</sup>
小／中学校数		14校／5校	19校／5校	6校／2校	77校／28校
地域力強化の体制	環境整備、体制の構築	まちづくり協議会（小学校区）で、一括交付金を活用し、地区ごとに創意工夫をして事業実施	「ふくしの会」が主体的に課題を把握して課題解決を試みる体制となるよう市と社協が協働して後方支援を実施。 ※37地区のうちモデル4地区で実施。	第2層協議体（小学校区）または第3層協議体（自治会単位）・地区社協ごとの「ふれあい協力員」	社協CSWと地域包括支援センター、障害者相談支援事業所が連携し、地域づくりの調整機能を担う。
	住民に身近な相談窓口	15か所（まちの保健室） ※ 地域包括支援センターのランチ	市社協、市役所、地域包括支援センター、障がい者相談事業所	ふれあい協力員の見守り活動、サロン・食事会等を活用したニーズ収集	健康と福祉の相談窓口（4～5中学校区ごとの地区） ※現時点ではモデル2地区に設置するとともに、市役所所在地区は、本庁・社協本部として設置
	対応者	市職員	社協職員、市職員、地域包括支援センターや障がい相談事業所	ふれあい協力員、村社協コミュニティワーカー	市職員、市社協職員

## 包括的な支援体制の整備例（1）②

		三重県・名張市	福井県・坂井市	茨城県・東海村	愛知県・豊田市
多機関協働の体制	相談支援包括化推進員の配置 ※いずれも財源は混在	5名 市役所の各課・相談窓口 にエリアディレクター （相談支援包括化推進員）を配置。	2名 （専任／市職員）	2名（正規職員1名、臨時職員1名）	23名（市職員15名〔事務職、事務職有福祉資格者、保健師が兼務〕、市社協職員8名〔有福祉資格者がCSW・困窮相談支援員と兼務〕）  市内支所に配置
	包括化推進員の役割	所属する各相談支援機関の相談ケースを担当しつつ、他部課・機関との連携を調整	・各相談支援機関からの複合課題事例について多機関での情報共有・支援方針の決定の支援を行う。 ・各相談支援機関や市各課の連携方法について調整を図る。	生活支援コーディネーターとの連携により、地域をフィールドとして、子ども、高齢者、生活困窮者など縦割りを排した支援対象者の把握を行う	所属する機関で相談ケースを担当しつつ、必要に応じて複合課題事例について他機関とのつなぎ・連携を行う。
	包括化推進会議	ケース検討：随時 ネットワーク構築：2か月に1回程度	ケース検討：定例(月2回) ネットワーク構築：3か月に1回程度	ケース検討：月1回 事例検討 年3回以上 ネットワーク構築：2か月に1回程度 （協議体も兼ねる）	ケース検討：随時 地域ケア会議等も活用 ネットワーク構築：2か月に1回程度
	相談を受け止める機能	総合相談窓口  対応者	市役所福祉総合相談室、各市民窓口担当課、市社協、地域包括支援センター、障がい相談事業所  —	社協・総合相談窓口  —	上記と同列で設置。（市役所福祉総合相談課、市福祉センター（市社協）、コミュニティセンター）  市職員、市社協職員

20

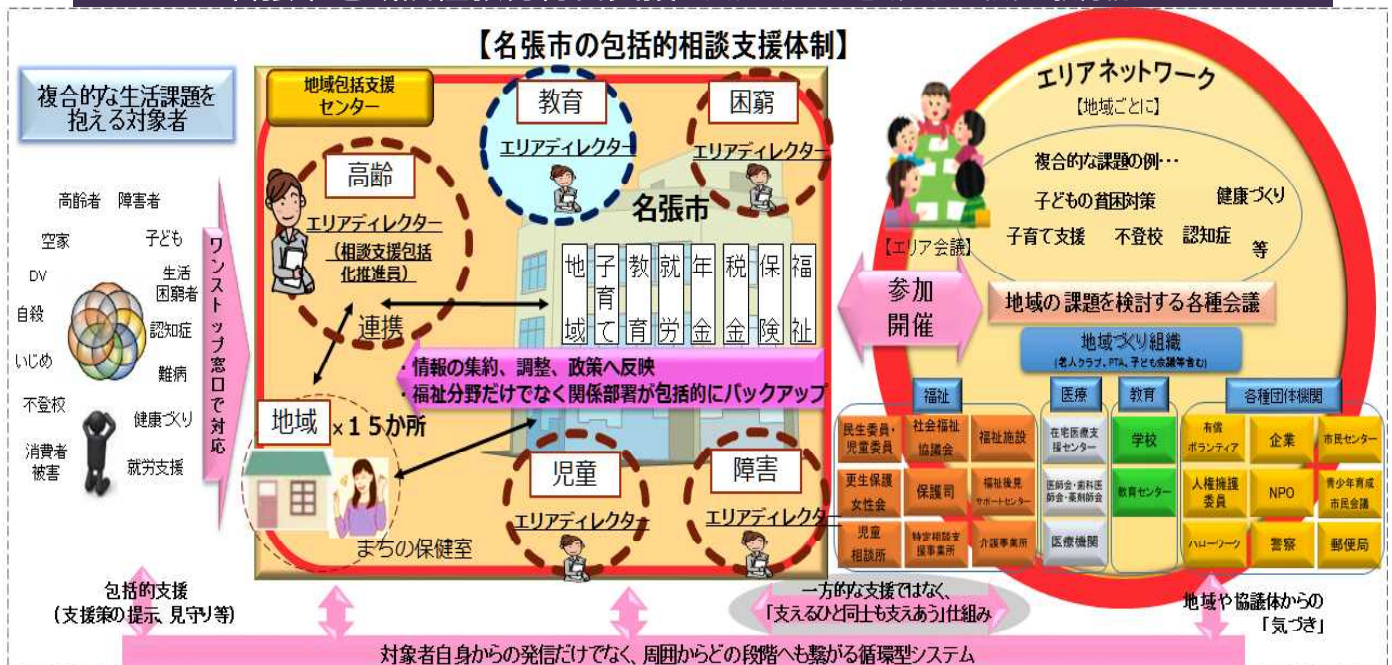
## 包括的な支援体制の整備例（三重県名張市）

- 地域における支え合い活動や教育との連携など、地域の自主的な活動を支援するため、「地域づくり組織」を基盤とした各施策を推進。
- 身近な距離で分野を超えた総合相談を行い、地域をバックアップする「まちの保健室」の整備と体制強化。
- 「エリアディレクター」による多機関協働の取組で、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。

### ★エリアディレクターの業務

地域づくり組織、まちの保健室と協力し、把握した個別のケースについては、高齢、障害、児童、困窮、教育の各分野で任命された5名のエリアディレクターが支援を組み立て、エリア会議を通じて関係者（関係機関）の連携調整を行う。縦割りの関係者から一歩踏み出した支援を引き出し、それらを積み重ね、地域の課題解決能力を高める。（1+1を3にしていこう）

## 名張市地域福祉教育総合支援システム ～ 地域まるごと福祉・教育構想 ～



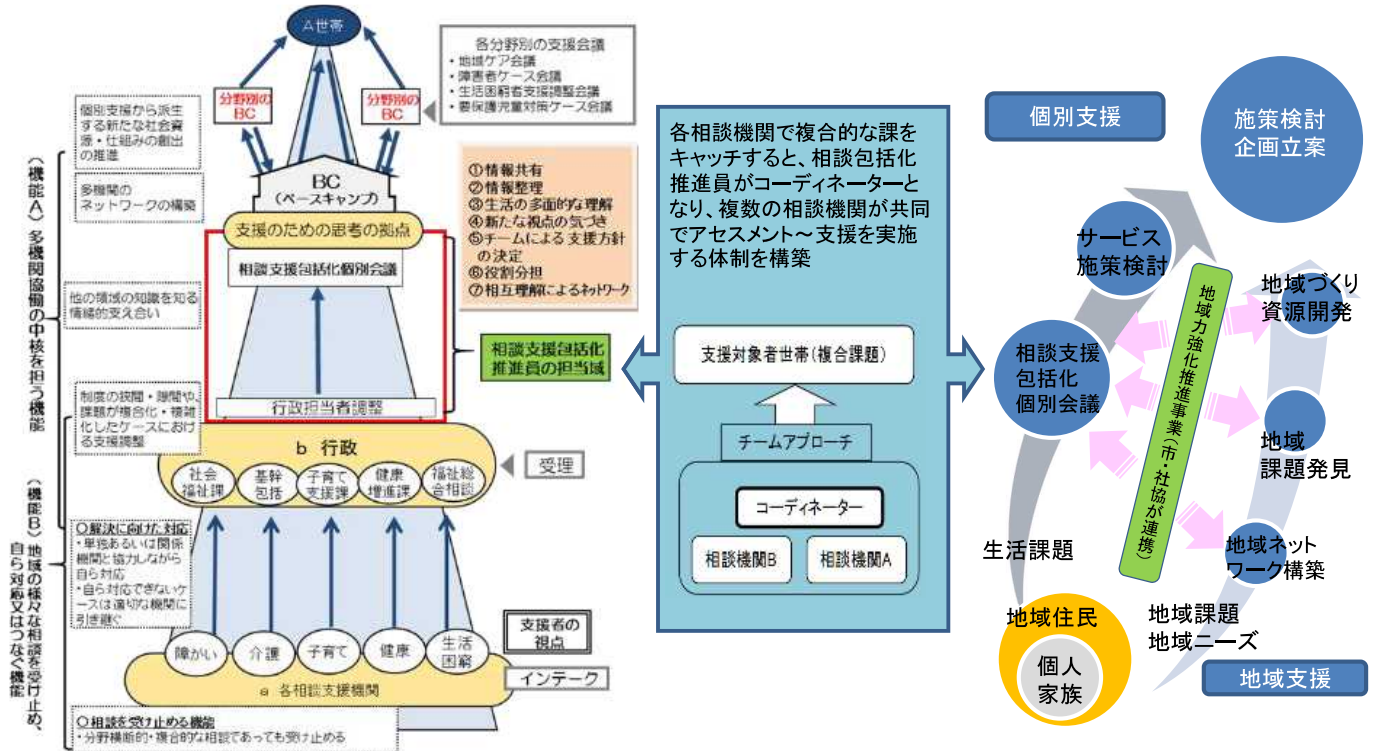
21



## 包括的な支援体制の整備例（福井県坂井市）

### ■ 各分野毎の相談窓口において、本人・その世帯を「丸ごと」受け止めることのできる相談支援体制の構築

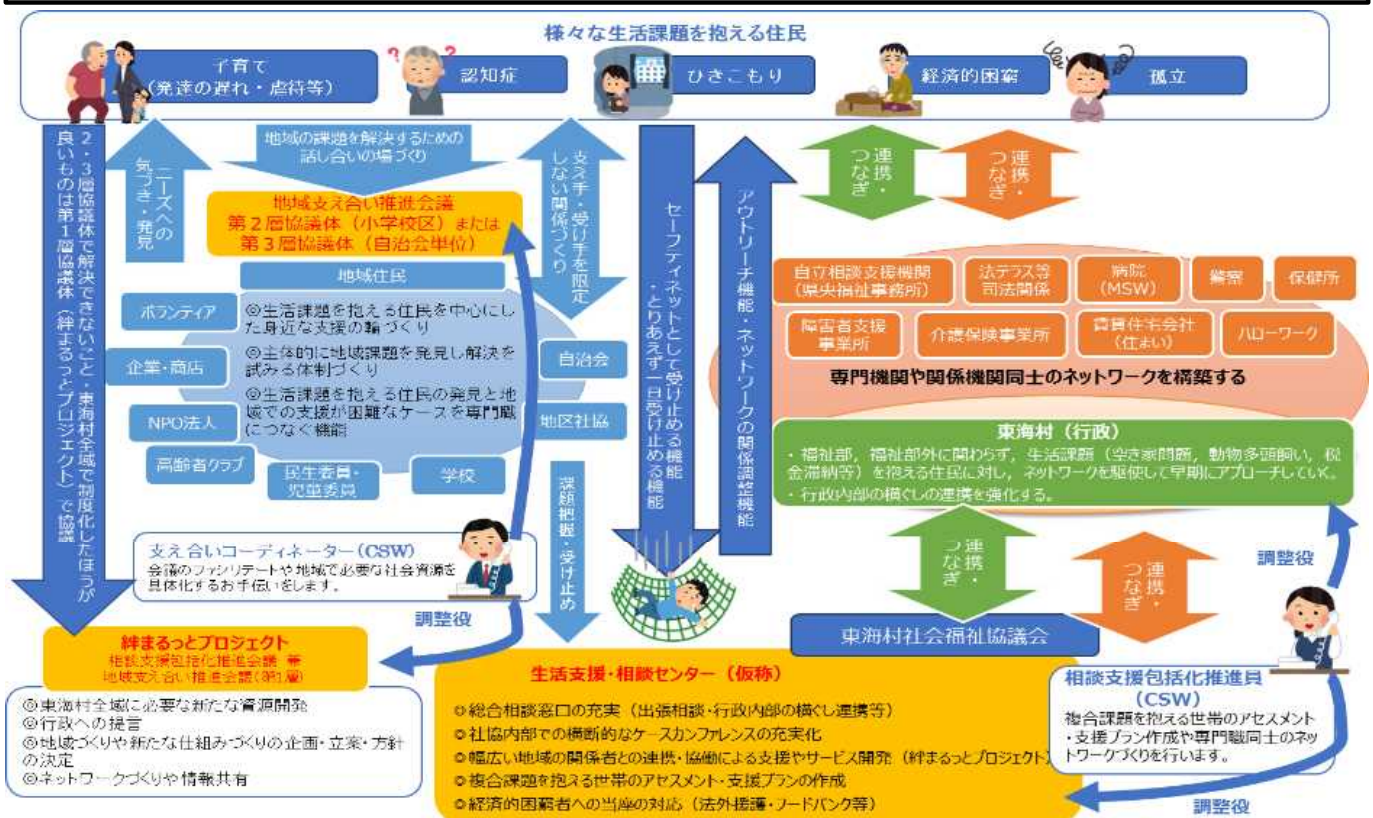
- 「個別会議」で複雑、複合的な各分野毎の相談窓口においては対応が困難な事案に関しては、分野横断の支援関係機関が集まり、情報共有及びアセスメント、支援方針を協議する。その調整役として市役所内に「相談包括化推進員」を配置。
- 分野横断で複合課題の支援について検討できるよう、相談支援方法や関係機関間の連携方法、地域課題について検討を図る（相談支援包括化推進会議）。



22

## 包括的な支援体制の整備例（茨城県東海村）

- さまざまな生活課題を抱える住民を地域で早期発見し、専門職と連携・協働しながら、地域の中で支え合える仕組みを構築。
- 課題が複合化しているなど地域での支え合いの中では解決が困難な場合、適切に専門機関につながり解決に向かうよう、専門職同士の強固なネットワークを構築する。特に、行政各課を含む専門職は、“待ち”の姿勢ではなく、自ら積極的に支援が必要な方にアプローチするアウトリーチの姿勢で対応。



23

# 包括的な支援体制の整備例（愛知県豊田市）

## 「個別支援」と「支え合いの地域づくり」を連動させた包括支援を身近な地域で展開

- 「個別支援」においては既存制度・サービスだけでは住民の「福祉・健康ニーズ」の解決に至らないことも多いため、「支え合いの地域づくり」から生み出されるインフォーマルサービスの活用とそれを生み出す動きが一連で行われるしくみの構築を進める。
- 「個別支援」が地域の課題解決の経験として蓄積され、その実態を踏まえた「支え合いの地域づくり」を行うことで、同様・類似した課題を持つ地域住民を支える仕組みに還元される。個別支援を担う専門機関が各専門分野を活かしつつ連携して地域づくりの支援も担うことで、連動性を高めている。

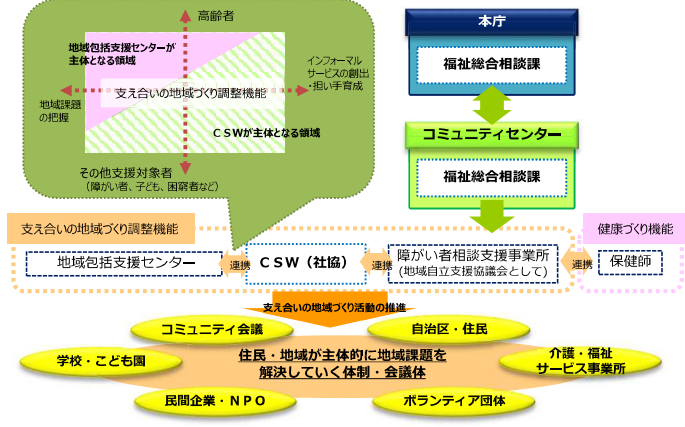
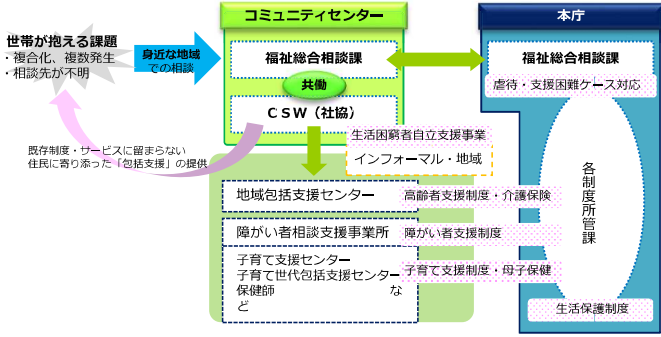
### 個別支援

### 連動した実施

### 支え合いの地域づくり

コミュニティセンター配置の「福祉総合相談課」と「CSW(社協)」が共働して、相談受付からアセスメント、支援のコーディネートを実施するとともに、「CSW(社協)」が中心となり、既存制度・サービスに留まらない地域住民に寄り添った「包括支援」の提供を行う。

「CSW(社協)」と「地域包括支援センター」、「障がい者相談支援事業所」が連携し「支え合いの地域づくり調整機能」を担い、「福祉総合相談課」の後方支援を受けながら、住民活動を推進して「支え合いの地域づくり」を展開するとともに、必要に応じて施策立案・全市展開までつなげる。



	配置	役割
福祉総合相談課	本庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○虐待・支援困難ケースへの対応</li> <li>○地域密着型包括支援体制の全体管理</li> <li>○全市的な施策展開の検討</li> </ul>
	コミセン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ファーストインテーク（相談窓口・アウトリーチ）</li> <li>○アセスメント、既存制度へのつなぎ・紹介</li> <li>○CSWの後方支援（既存制度間の調整・コーディネートなど）</li> </ul>
CSW（社協）	コミセン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ファーストインテーク（相談窓口・アウトリーチ）</li> <li>○アセスメント、支援機関のコーディネート、支援プラン作成</li> <li>○生活困窮者自立支援事業及び制度の狭間部分の直接支援実施</li> </ul>
地域包括支援センター	中学校区	○体制構築後の支援における主導（高齢者支援中心のケース）
障がい者相談支援事業所	ブロック	○体制構築後の支援における主導（障がい者支援中心のケース）
子育て支援センター 子育て世代包括支援センター 保健師	各地域 本庁 拠点支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○体制構築後の支援における主導（子育て支援中心のケース）</li> <li>○母子保健や健康診断等を通じた定期的な面談・訪問</li> </ul>

	配置	役割
福祉総合相談課	本庁	○地域の実情を踏まえ、全市的に支え合いの地域づくりを促進するための取組（研修実施・施策立案など）
	コミセン	○地域づくりの後方支援（データ提供、意識の醸成など）
CSW（社協）	コミセン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全世代支援に向けた既存会議体との調整・既存取組の拡大支援</li> <li>○全世代支援・世帯の視点からの地域課題・地域資源の把握</li> <li>○インフォーマルサービスの創出や担い手育成に関する主導</li> </ul>
地域包括支援センター	中学校区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域ケア会議の開催調整・運営</li> <li>○高齢者支援の視点からの地域課題・地域資源の把握</li> <li>○高齢者支援におけるインフォーマルサービス活用の検討</li> </ul>
障がい者相談支援事業所	ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域自立支援協議会の取組と地域活動との連携調整</li> <li>○障がい者支援の視点からの地域課題・地域資源の把握</li> <li>○障がい者支援におけるインフォーマルサービス活用の検討</li> </ul>

## コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動（大阪府豊中市）

### 自治体概要※

人口 398,479  
面積 36.60km<sup>2</sup>  
小学校数\* 41  
中学校数\* 18  
※2019年4月1日現在  
\* 市立のみ

- 小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」（地域住民が活動の中心）において、ごみ屋敷など、なんでも相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
- 社会福祉協議会（生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける）のCSW（コミュニティソーシャルワーカー）が、専門的観点からサポート。

### 住民に身近な地域での取組

#### ◎校区福祉委員会

- 小学校区ごとに設置された自主ボランティア組織
- 校区内の福祉問題を解決するために、地域の各種組織の協力を得て活動
- 配食サービス、ミニデイサービス、サロン事業、ボランティアの育成・登録等を実施



豊中あぐり

#### ◎福祉なんでも相談窓口（地域福祉の活動拠点）

- ボランティア（校区福祉委員、民生・児童委員）がどのような相談でも受け止める。

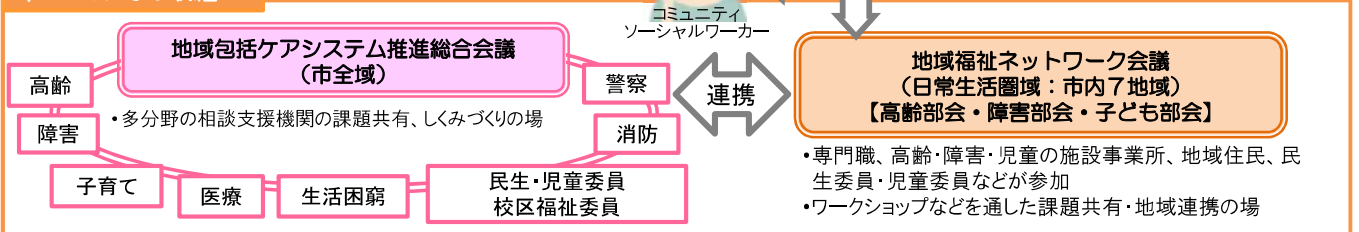
#### ◎CSW（コミュニティソーシャルワーカー）

- 市社会福祉協議会のCSWが専門的観点から住民活動をサポート
- 住民と協働しながら、地域のニーズを把握
- 必要に応じて、関係機関や広域のネットワーク会議等につなぐ



住民・専門職によるアウトリーチ（ローラー作戦）

### 市レベルでの取組





地域共生社会の実現に向けた地域づくり、福祉施策

## 地域共生社会に向けた包括的支援と 多様な参加・協働の推進に関する検討会

### 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

#### 1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年（令和2年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

#### 2 主な検討項目

- ・次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

#### 3 構成員（敬称略・五十音順）

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	田中 滋	埼玉県立大学 理事長
池田 洋光	高知県中土佐町長	知久 清志	埼玉県福祉部長
池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長	野澤 和弘	一般社団法人スローコミュニケーション 代表 植草学園大学 客員教授
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長	原田 正樹	日本福祉大学 副学長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	平川 則男	日本労働組合総連合会 総合政策局長（第6回まで）
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	堀田 聡子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院 教授	本郷谷 健次	千葉県松戸市長
佐保 昌一	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長（第7回から）	宮島 渡	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表
助川 未枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長	◎ 宮本 太郎	中央大学法学部 教授
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事	室田 信一	首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授

（◎：座長）

#### 4 審議スケジュール・開催状況

（第1回）2019年 5月16日（木）	地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
（第2回）2019年 5月28日（火）	関係者からのヒアリング等
（第3回）2019年 6月13日（木）	包括的な支援について①
（第4回）2019年 7月 5日（金）	包括的な支援について②
（第5回）2019年 7月16日（火）	中間とりまとめ案について
（第6回）2019年10月15日（火）	新たな事業の枠組みについて・関係者からのヒアリング
（第7回）2019年10月31日（木）	包括的支援体制の構築に向けた基本的な考え方・関係者からのヒアリング
（第8回）2019年11月18日（月）	これまでの議論をふまえた整理
（第9回）2019年12月10日（火）	最終とりまとめ案について

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。 27

# 日本社会や国民生活の変化（前提の共有）

## 日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化（社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050）している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

### 〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化  
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

### 〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

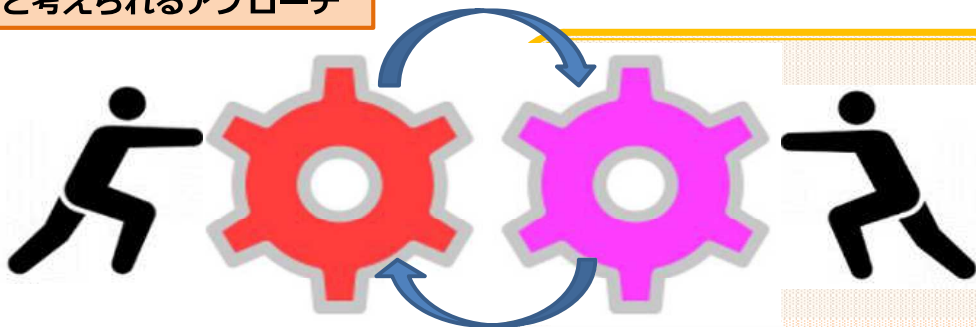
◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

28

## 対人支援において今後求められるアプローチ

### 支援の“両輪”と考えられるアプローチ



#### 具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援（現金・現物給付）を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

#### つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援（手続的給付）を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複雑化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

#### 共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

29

# 伴走型支援と地域住民の気にかける関係性によるセーフティネットの構築

## 伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め（エンパワーメント）、自律的な生を支える支援  
 (※) 自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



## 地域住民の気にかける関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかける関係性が生じ広がっている事例が見られる。

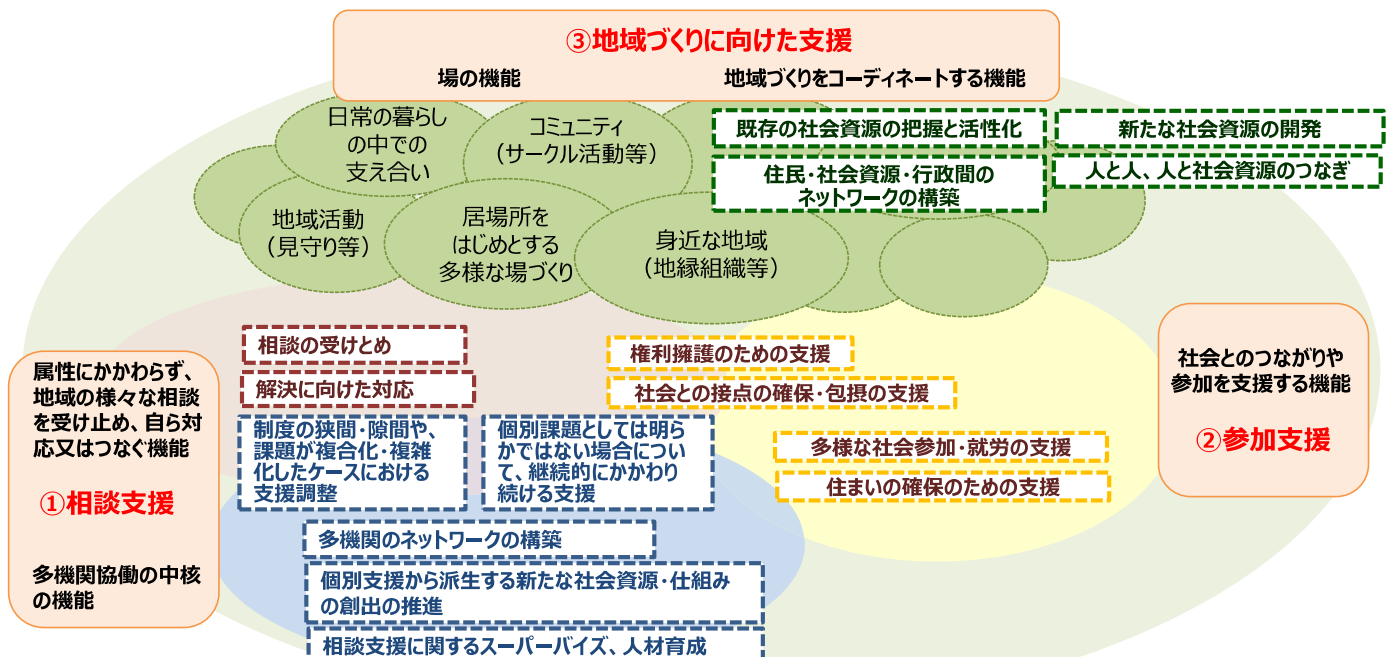
## セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
  - 地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
  - 専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

# 複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業（重層的支援体制整備事業〈仮称〉）を創設
  - ① 相談支援（市町村による断らない相談支援体制）
  - ② 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
  - ③ 地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。

「地域共生社会推進検討会  
最終とりまとめ（概要）資料」  
(R1.12.26) を改変



# 重層的支援体制整備事業（仮称）の枠組み等について

## 重層的支援体制整備事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援と③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する新たな事業を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、新たな事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

### 【事業の内容（①～③を一体的に実施）】

#### ①断らない相談支援

- 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

#### ③地域づくりに向けた支援

- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、
  - ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援
  - ②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能を合わせた事業を実施

#### ②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

- 「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

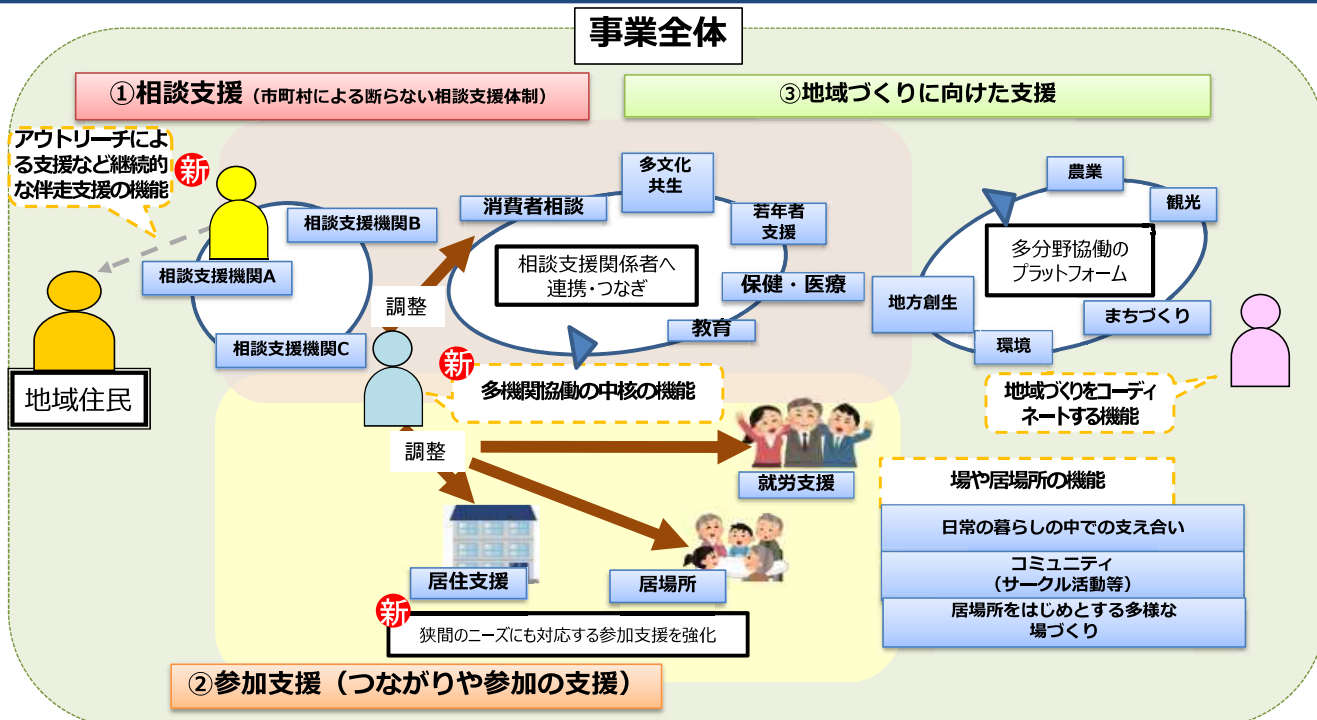
### （市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点）

- 市町村は、地域住民や関係機関等と共に、地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うことが必要である。それらを前提として、地域住民や関係機関等と議論をしながら、包括的な支援体制の整備について考え方をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。
- 特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していく必要がある。評価に際しては、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、既存の事業の推進を妨げていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなど、幅広い観点について議論を行う。
  - ※ 市町村がこのようなプロセスを適切に経て、地域住民や関係機関等とともに考え方を共有し、事業を推進するためには、幅広い関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべきである。

32

## 重層的支援体制整備事業について（イメージ）

- 重層的支援体制整備事業を行う市町村は、地域住民や関係機関等と議論しながら、管轄域内全体で断らない包括的な支援体制を整備する方策を検討する。
- 市町村による相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者間で調整するとともに、地域とのつながりを構築する参加支援へのつながりを行う。
- また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、相談支援の機能に位置つけるアウトリーチによる支援など継続的につながり続ける伴走の機能により、関係性を保つ。
- これらの機能を地域の実情に応じて整備しつつ、市町村全体でチームによる支援を進め、断らない相談支援体制を構築していく。
- また、地域づくりに向けた支援を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げる。



33



## 重層的支援体制整備事業の具体的な仕組み

### ◆相談支援（市町村による断らない相談支援体制）

属性を超えた支援を可能とするため、各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の相談支援事業を一体的に行う事業とするとともに、（ア）世帯をとりまく支援関係者間を調整する機能（多機関協働の中核）、（イ）継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（専門職の伴走支援）をそれぞれ強化。

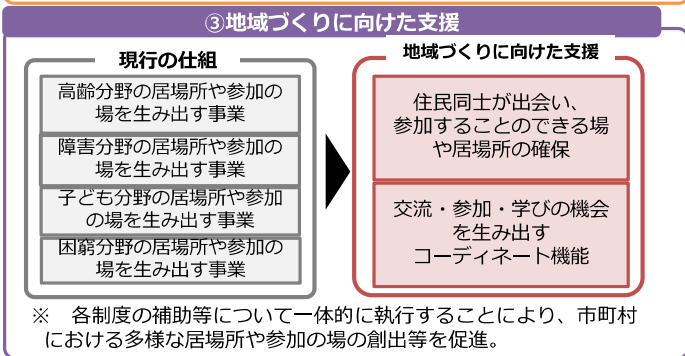
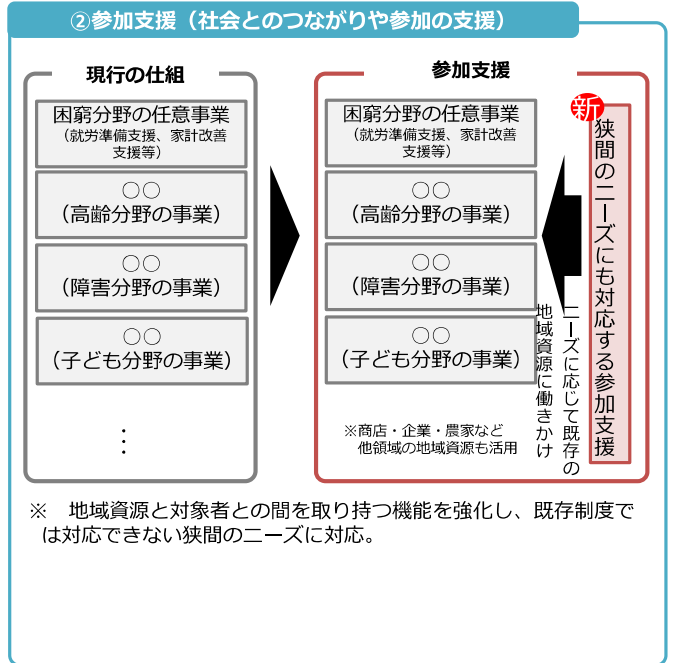
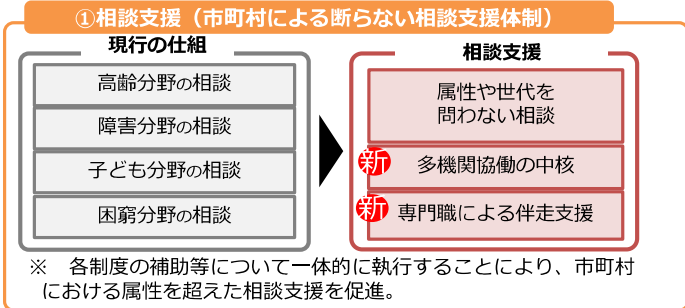
### ◆参加支援（社会とのつながりや参加の支援）

属性毎に準備された既存制度の様々な支援メニューを活用するとともに、既存制度に適した支援メニューがない場合、本人のニーズを踏まえ、既存の地域資源の働きかけ、活用方法を広げるなど、本人と地域資源の間を取り持つ総合的な支援機能を確認し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援を実施。

### ◆地域づくりに向けた支援

各制度（高齢、障害、子ども、困窮）の関連事業を一体的に行う事業とし、以下の機能を確保。

- 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保
- ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能



## 現行の各種相談支援事業の財政支援等の状況

	実施主体	事業の性質	国費の性質		地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	(センター等)設置箇所数
			義務的経費(交付金)	裁量的経費(補助金)			
介護 (地域包括支援センターの運営費)	市町村	義務的实施	国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 一号保険料 23%		×	1,741市町村	5,079カ所 (平成30年4月末時点)
障害 (基幹相談支援センター等機能強化事業) + (障害者相談支援事業)	市町村 (複数市町村による共同実施可)	任意的实施 (基幹相談支援センター等の機能を強化する場合に実施)	裁量的経費(補助金)	国 1/2以内 都道府県 1/4以内 市町村 1/4	×	650市町村	719カ所 (平成30年4月時点)
		義務的实施 (障害者相談支援事業)	(交付税)	—	×	1,741市町村	—
子ども (利用者支援事業 基本型・母子保健型)	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行う「ものとする」とされている ・利用者支援事業を含め、実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費(交付金)	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	×	基本型 415市町村 母子保健型 798市町村	基本型 720カ所 母子保健型 1,183カ所 (平成30年度交付決定カ所数)
生活困窮 (生活困窮者自立相談支援事業)	都道府県・市・福祉事務所設置町村	義務的实施	義務的経費(負担金)	国 3/4 実施主体 1/4	○	905自治体 (都道府県・市・福祉事務所設置町村の合計)	1,317機関 (令和元年4月時点)
生活困窮 (一次相談支援事業)	福祉事務所未設置町村	任意的实施	裁量的経費(補助金)	国 3/4 実施主体 1/4	×	19自治体	19機関 (令和元年4月時点)

# 現行の各種「地域づくり」関係事業の財政支援等の状況

【コーディネート機能】…地域資源の強化・開発、マッチング等の活動に対し、人件費や会議体の運営費を補助する事業

【出会い、参加する場・居場所の確保】…通いの場等の住民の自発的活動に対し、賃料や人件費等を補助する事業

	実施主体	事業の性質	国費の性質	負担割合		地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	設置箇所数
介護	生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーター (地域支えあい推進員、協議体の設置))	市町村	義務的実施	義務的経費 (交付金)	国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 一号保険料 2.3%	×	1,741市町村	—
	一般介護予防事業	市町村	義務的実施	義務的経費 (交付金)	国 2.5% 都道府県 12.5% 市町村 12.5% 一号保険料 2.3% 二号保険料 2.7%	×	1,741市町村	—
障害	自立支援協議会 (交付税措置)	都道府県・市町村 (複数市町村による共同実施可)	任意的実施	(交付税)		×	1,715自治体 (1,248協議会) (都道府県・市町村の合計)	—
	地域活動支援センター事業 (基礎的事業・機能強化)	市町村 (複数市町村による共同実施可)	必須事業	機能強化分 (補助金)	国 1/2以内 都道府県 1/4以内 市町村 1/4	×	1,027自治体 ※平成29年度実績報告における地活センター機能強化事業実施自治体数	3,038カ所 ※平成29年度社会福祉施設等調査
子ども	地域子育て支援拠点事業	市町村	・地域子ども子育て支援事業自体は市町村が行う「ものとする」とされている。 ・地域子育て支援拠点事業を含め実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費 (交付金)	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	×	237市町村 ※〔地域支援加算〕のうち、地域の子育て資源の発掘・育成を行う取組部分)	653カ所 (平成30年度交付決定カ所数)
				基礎的事業分 (交付税)	—	×	1,741自治体	477市町村 ※〔地域支援加算〕のうち、多様な世代との連携等の取組部分)
生活困窮	生活困窮者のための共助の基盤づくり事業	市町村	任意的実施	裁量的経費 (補助金)	国 1/2 市町村 1/2	×	—	—

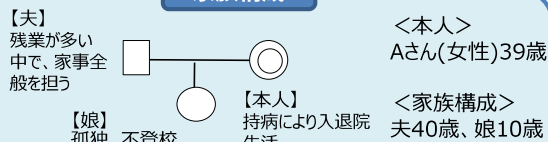
※ 本表における事業の整理は、各事業の主たる機能に着目したものである。各制度のその他の事業の中でも、地域資源の強化・開発等を行うとともに、地域の多様な資源のコーディネートを実施しているものがある。  
例)障害者相談支援事業・生活困窮者自立相談支援事業における社会資源の開発等

36

## 新たな事業において実施が期待される支援について

令和元年12月26日  
地域共生社会推進検討会  
最終とりまとめ(概要)資料

### 家族構成



### ◆支援のきっかけ

- Aさん(本人)は、持病を抱え入院を繰り返している。自身の身の回りのことは何とかできるが、家事などは困難である。
- 夫(40歳)や娘(10歳)に負担をかけていることを心苦しく思い、病院のソーシャルワーカーに相談したことを契機として、新しい事業における相談窓口の支援員につながる。

### <相談の始まり>

- ・支援員がアウトリーチをしながら、Aさんと面接。課題が以下のとおり明らかになる。
- 夫がAさんの看病や家事全般を担い疲れている。
- 娘は寂しい思いをしているほか、最近、不登校気味である。
- Aさん自身も持病を抱え苦しんでいるが、吐露できる人がおらず辛い。

### <相談後すぐに行った支援>

- ・Aさんの心のケアや夫の看病疲れの軽減のため、短期のレスパイトケアを提案。
- ・各種施設を確認したところ、直ぐに入所できる場所がなかったため、支援員から依頼を受けた参加支援の役割を担う法人が、地域で一時生活支援事業を行う法人に施設を制度外で利用できるように依頼し、一時的な入所が実現。この際、Aさんの病状管理のため、医療機関とも連携を図り安心して入所できる体制を構築する。

### <その後の経過>

- ・Aさん家族が暮らす地域は、以前から、地域住民同士のつながり作りを目的とした、「場」づくりが活発であり、その場においてAさん家族のことや子どもの孤食が話題となり、子どもも気軽に立ち寄れる食堂を作ることとなる。
- ・娘も、放課後に当該食堂を利用するようになる。

### <断らない相談支援の効果>

- Aさんが一人で抱え込んでいた複合的な課題が、支援員とのやりとりを通じて、解きほぐされ、寄り添った、継続的支援につながる。

### <参加支援の効果>

- 地域の法人に働きかけを行い、既存の施設を活用して、Aさんのレスパイトケアのニーズに対応したスピーディーな支援を実現。

### <地域づくりに向けた支援の効果>

- 地域の中で住民のニーズも踏まえた新たな活動が立ち上がり、支え合いの関係性が作られた。
- 課題を有する住民の存在を早期に発見する機能が醸成された。

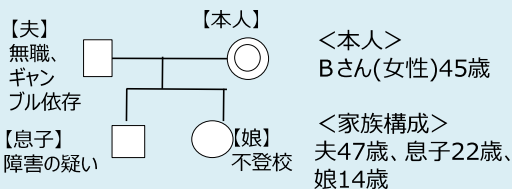
### 3つの支援を組み合わることによる効果

3つの支援が一体的に実施されることにより、Aさん家族や地域において以下のような相乗的な効果がみられた。

- 相談機関はアウトリーチもしながら、世帯全体に関わる複合的な課題を包括的に受け止め、ニーズに対応したスピーディーな支援(参加支援)を提供でき、結果として、**課題が深刻化する前に世帯全体を立て直す見通しを立てることができた。**
- また、地域づくりに向けた支援を通じて、住民のニーズも踏まえた新たな地域活動が創出され、**Aさん家族の課題も地域で早期に受け止められるようになった。**

37

## 家族構成



## 支援のきっかけ

- 娘（14歳）が学校を休みがちとなっていたことから、担任教諭が母（本人）に連絡。
- 担任教諭が母（本人）と面談を行ったところ、「娘の素行が乱れ夜に遊びに出掛けたり、不登校気味であることを心配している。また、夫や息子のことにも悩んでいる。」とのこと。
- 話しを聞いた担任教諭は、母（本人）の困りごとが多岐にわたるため、どこに相談に行ったら良いか分からず新たな事業の連携担当職員に連絡。

## 支援内容

### <支援開始>

- 連携担当職員（多機関協働の中核の機能）が本人や娘、息子と時間をかけてアセスメントを行い、家族一人一人の課題やニーズを明らかにする。



### <家族が抱える多様な課題を時間をかけて解きほぐす>

- 初回の面談では、課題が複合的であるため、本人自身混乱していた。その後、連携担当職員が本人の心の揺らぎに寄り添いながら、時間をかけて家族の状況を丁寧にひも解く中で、下記のような多様な課題が明らかになる。

- (本人) 家計を支えるためにパートを掛け持ち、夫への不満が募っている。各種滞納があるものの、家計の状況は把握できていない。
- (夫) 飲食店を経営していたが、不況のあおりを受けて倒産し目標を失う。昼から飲酒し、パチンコに通う生活が続いている。
- (息子) 高校を卒業後、短い期間に何回も転職を繰り返しており自信を失っている。障害の疑いがある。
- (娘) 父親の店の倒産を同級生からからかわれ、現在は不登校気味。生活のリズムが乱れ、授業にもついていけない。
- (地域との関係性) 夫が無精ひげを生やして昼からお酒を飲んで歩いたり、夫婦喧嘩が絶えないため、近隣の人から疎まれ地域から孤立。

### <多機関との連携による支援>

- 連携担当職員が関係者の総合調整役を担い、学校やハローワーク、自立相談支援機関、地域住民等の関係者が連携を図りながら、家族への個別の支援を行う。

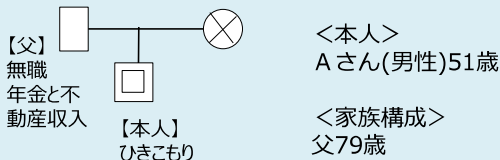
## 効果

- 本人に寄り添いながら丁寧に伴走支援をすることにより、世帯全体の複合的な課題を整理することができ、今後の支援の方向性を具体的に組み立てていけるようになった。
- 複合的な課題を整理したことにより、今後は適切に多機関と連携を図り、世帯全体を支援する体制を整えることができるようになった。

※モデル事業の支援事例を一部参考にして、事例を作成。 38

# ひきこもりの相談支援事例

## 家族構成



## 支援のきっかけ

- 地域包括支援センターのケアマネジャーが、新たな事業の連携担当職員に連絡。「父親の担当をしているが、ひきこもっているAさんの存在も気になっている」とのこと。
- ケアマネジャーは、父の体調が悪く近く入院する予定であるため、Aさんのことをどうしたら良いか心配になったとのこと。
- Aさんは無職であるが、父は年金の他に不動産収入があり経済的には困っていない。

## 支援内容

### <支援開始>

- 連携担当職員（多機関協働の中核の機能）が、父と面接。また、ケアマネジャーやヘルパーなどから聞き取りを行い、Aさんの状況確認を行う。多機関の支援員等が集まる会議に語りAさんや父へのアプローチ方法を検討。  
⇒ 自立相談支援機関がAさんの自宅を定期的に訪問しながら、接点を作ることになる。

### <Aさんへの支援>

- 最初、自立相談支援機関の支援員は、Aさんと会うことが出来ず、部屋の前に手紙を置いたり、イベントのチラシを置くなどして関わりを継続し、時間をかけて関係性を構築。その後、父親の体調が悪化し、入院することがきっかけとなり、Aさんから自立相談支援機関に連絡が入る。
- 自立相談支援機関で面接を行ったところ、Aさんは働きたいという希望はあるものの、長くひきこもっていたため自信が持てないとのこと。そこで、就労準備支援事業を利用し、生活の立て直しから始めることとなる。

### <父親の支援（医療ソーシャルワーカーとの連携）>

- 父親の退院を見据え、病院の医療ソーシャルワーカーと連携しながら在宅療養の準備を進める。



## 効果

- 新たな事業の連携担当職員が関わったことにより、世代や属性が異なる高齢の父とひきこもりのAさんの課題を包括的に受け止められた。
- ケアマネジャーは、数年前から自室に閉じこもるAさんの存在に気付いていたが、どのように対応したら良いか分からず長期にわたり困っていた。連携担当職員が関わったことにより、多機関の関係者が連携を図るための総合調整がなされAさんと父親の支援が円滑に進んだ。

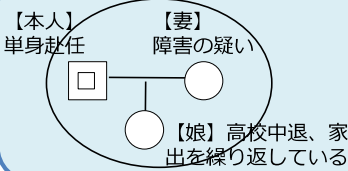
※モデル事業の支援事例を一部参考にして、事例を作成。 39



# 参加支援の事例

令和元年12月26日  
地域共生社会推進検討会  
最終とりまとめ（概要）資料

## 家族構成



<本人>  
Cさん(男性)  
35歳  
<家族構成>  
妻35歳、  
娘18歳

## 支援のきっかけ

○ 本人（35歳）は、単身赴任。自宅に残っている家族に以下のような課題があるとのことで、新しい事業の相談窓口を訪れた。  
・娘（18歳）は、高校を中退し家出を繰り返している。  
・妻（35歳）は障害の疑いがある。娘との関係性が悪化している

## 課題の整理

### <課題の概要>

娘	・ 高校を中退し、両親との喧嘩が増え、家出を繰り返している。
妻	・ 障害の疑いがあり、仕事をしても続かず、落ち込んでいる。 ・ 娘との関係性が悪化している。
本人	・ 単身赴任中のため、週1回程度しか帰省できない。 ・ 娘を強く叱責してしまい、口を利かなくなっている。

## 支援の実施

参加支援を担う法人は、多機関協働の中核を担う支援員と連携を図り、本人の状態に寄り添いながら以下のとおり地域の施設や関係者に働きかけるなど、コーディネートを行った。

### <娘>

● 両親との喧嘩が絶えないため、一定の距離をとる必要があることから、娘の了解の下、多機関協働の中核を担う支援員とも情報共有をしながら、地域のシェルターの空き状況や入居者の年齢層等を調査。その中で娘が安心して暮らせそうな民間のシェルターが見つかったため、そのシェルターに打診し、一時的な受け入れを行ってもらう。

### <妻>

● 妻は就労意欲が高かったが、その前段階として就労に向けた準備が必要な状況であったため、妻と相談のうえ制度外で短期間のみ就労準備支援事業に通うようになる。  
● 同時に、参加支援を担う法人は、妻に合った職場を見つけるため、地域の中小企業を丁寧に回り企業側のニーズも聞きながら企業開拓を行う。その中で妻を受け入れてくれる企業が見つかり、就職が実現する。

## 効果

- 参加支援を担う法人が、地域の施設や関係者に働きかけて、コーディネートしたことにより、個性の高い多様なニーズに柔軟に対応することができた。
- 既存の社会資源を最大限に活用した支援を行ったことにより、支援を通じて地域の社会資源を充実していくことにも寄与した。

40

# 地域づくりの事例

令和元年12月26日  
地域共生社会推進検討会  
最終とりまとめ（概要）資料

## 新たな事業で実現できること

- 新たな事業では、既存事業の財源を一体的に交付することにより、市町村の裁量が高まる。例えば、地域食堂やコミュニティカフェなど、**世代や属性を限定しない場や居場所を常設型**で設置するとともに、当該居場所を拠点として市町村全域で地域づくりを応援する活動を行う**コーディネーターを複数配置**することも可能となる。

## 常設型の場での取り組み例 ※各自治体が関係者と連携し、地域の実情に応じて組み合わせる取組を行うことを想定

- 気軽に立ち寄り、たどることができる場として、コミュニティカフェが**多様な人の居場所**になる。
- 障害者や就労経験のない若者の**はたらく（役割のある）場**になる。
- コミュニティカフェやフリースペースでの活動の担い手として**アクティブシニアが活躍**
- フリースペースで、子育て広場(事業)と、ボランティア団体による学習支援が同じ場所・時間で行われることにより、小学生と幼児のきょうだい**一緒にいられる場**となる。
- フリースペースを活動の空き時間に地域の団体、個人へ貸し出すことで、**多様な活動を支援**
- コミュニティカフェへの来訪者と、スペースを利用する老人クラブや子ども会、サークル活動の参加者など、多様な人、活動主体との出会いが生まれ、**学びが促進され**地域でのつながりが広がる。

### <コーディネーターによる取り組み>

- コミュニティカフェに来た人や、活動への参加者との**ふだんの会話から、課題ややりたいこと**を発見し、新たな地域活動の創出につなげる。
- コーディネーターが複数配置されることにより、**人材育成もしながらチームで活動**でき、**地域の行事や集まり**（地元自治会・まちづくり協議会や商店街の役員会、民生委員・児童委員協議会(民児協)の定例会等）**にも参加し、地域活動にかかわる主体の拡大や、しくみづくり、場づくりにつなげる。**
- 地域のボランティア団体や地域住民、福祉施設職員など専門職、地元商店街との地域福祉座談会を実施し、地域で気になる人や地域生活課題の**情報を把握**する。
- 多様な担い手による地域での活動への参画や実施を支援  
→ コミュニティカフェやフリースペースでの学習支援の運営に、まちづくり協議会・民児協が参画  
ボランティア団体の活動場所として、福祉施設の地域交流ルームを紹介  
地区社協と協働し、商店街の店舗の空き時間を活用して子ども食堂を開催

## 場の確保

- 常設の場として、コミュニティカフェと、事業や活動の場にも使用するフリースペースを設置
- ◆ 間取りイメージ

コミュニティ  
カフェ

玄関ホール・受付  
フリースペース

- 精神保健福祉士1名が専従。(週5日勤務/地域活動支援センター機能を担う)
- 子育て経験のあるスタッフ2名が週3日勤務
- 居場所のスタッフ兼コーディネーターとして2名を配置(週5日勤務)
- 法人事務職員2名がコーディネーターを兼務(週5日勤務)

## コーディネーターの配置

※ 既に行われている事例を参考に厚生労働省社会・援護局地域福祉課にて作成。

常設型の居場所の設置を通じ、各取組ごとに確保していた**活動場所が確保しやすくなる**とともに、コーディネーターによる地域支援の取組が強化されることを通じて、**既存の地域活動が強化される**とともに、**多様な活動が新たに生まれやすくなる**。

41

## 新たな事業で実現できること

- 新たな事業では、既存事業の財源を一体的に交付することにより、市町村の裁量が高まる。
- 住民に身近な地域を圏域として地域づくりを行うコーディネーターと連携して既存の取り組みの充実を図り、複数分野の事業・活動を一体的に実施することが可能となる。

## 複数分野の事業・活動を一体的に実施する取組み例

※ 既に行われている事例を参考に厚生労働省社会・援護局地域福祉課にて作成。

### 特定分野の活動の場を拠点として、コーディネーターが関わり活動内容、主体が広がる例

- 地域子育て支援拠点事業が行われている子育てひろばに高齢者が参加し、育児の先輩として子育て世代と交流。
- 拠点職員と兼務するコーディネーターがボランティア講座などの多様な活動・イベントを拠点で実施。
- 講座参加者やボランティアの活動機会の拡大を図り、以前に支援拠点に通っていた学齢期になった親子や在宅高齢者とのつながりから、月に1回の地域食堂などが行われるなど、子育てひろばや地域での活動が拡充する。

### プラットフォームでの話し合いの中から、新たな活動が生まれる例

- 新たな事業で創設する多分野のメンバーが参画するプラットフォームにおいて、地域活動支援センターの事業拠点が老朽化し移転を検討中だが、移転先が見つからないという話題が出る。
- プラットフォームに参画する商工会の仲介により、地域にある空き店舗が借りられることとなり、地域活動支援センターを移転。余裕スペースは地域交流スペースとして、センター事業以外の活動にも使える場として設置。
- 地域活動支援センターで就労に向けた講座を行う際、地域の企業が講師となった講座（パソコン教室等）も行われると共に、対象を障害者に限らず開催し、就労経験のない若者も参加。
- 地域交流スペースで民児協と地区社協による子育てサロンや、ふれあい喫茶等が行われ、多様な住民が入り出りする出会いの場となる。

### 自主的な取り組みにコーディネーターが関わることで、活動の継続性が高まったり活動が増える例

- 住民ボランティアが中心となって、診療所の空き部屋を使った月2回のサロンを実施。
- コーディネーターが地域まちづくり協議会のメンバーから「何か活動に取り組みたい」との声を聞き、サロン活動のリーダーにつなげ、関わる住民が増える。
- 医師の助言を受けたサロン参加者から、健康づくりにつながることもやれないかとの声があがり、コーディネーターがおすすめ活動メニューを紹介し、サロンを行っていない週にもサロン+ウォーキングを行うこととし、毎週の活動に発展。
- コーディネーターが他地区に住むボランティア講座修了生に、活動を紹介したところ同じ取り組みをしてみたいとの声があり、地域の空き家を活用し、サロン活動が始まる。

42

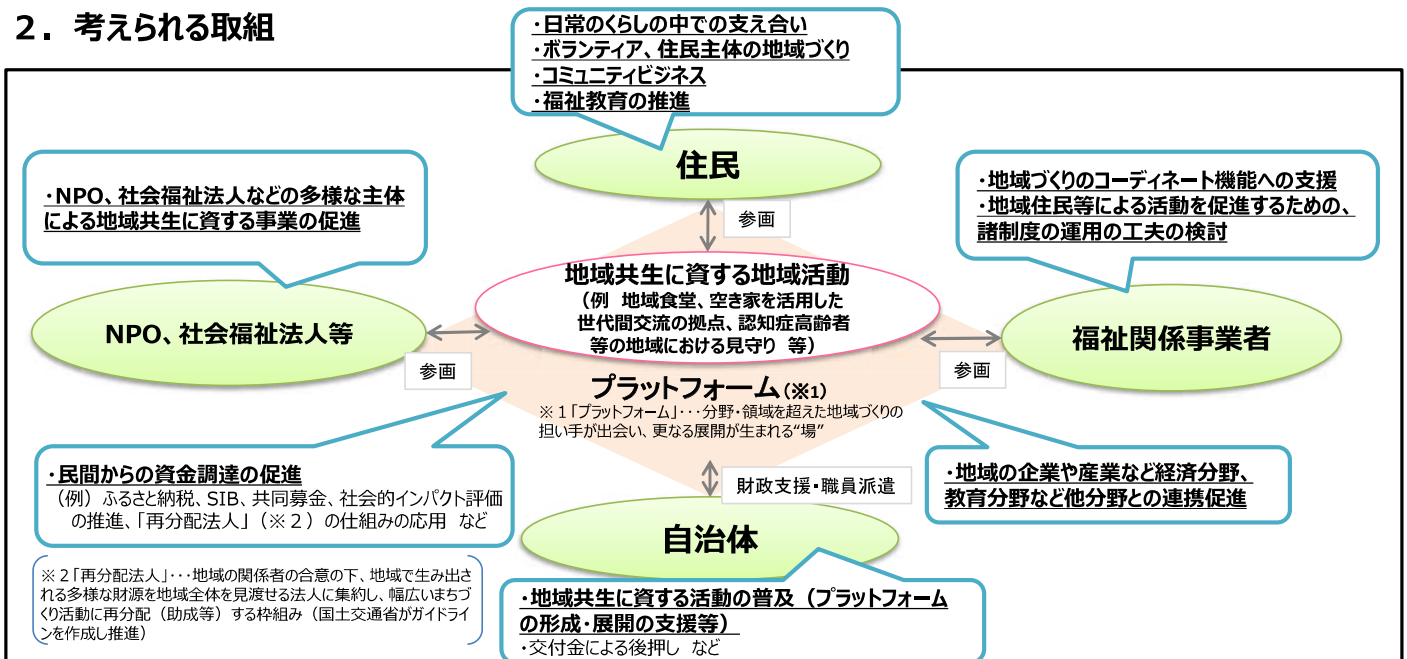
## 地域共生に資する取組の促進

～多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進～

### 1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

### 2. 考えられる取組

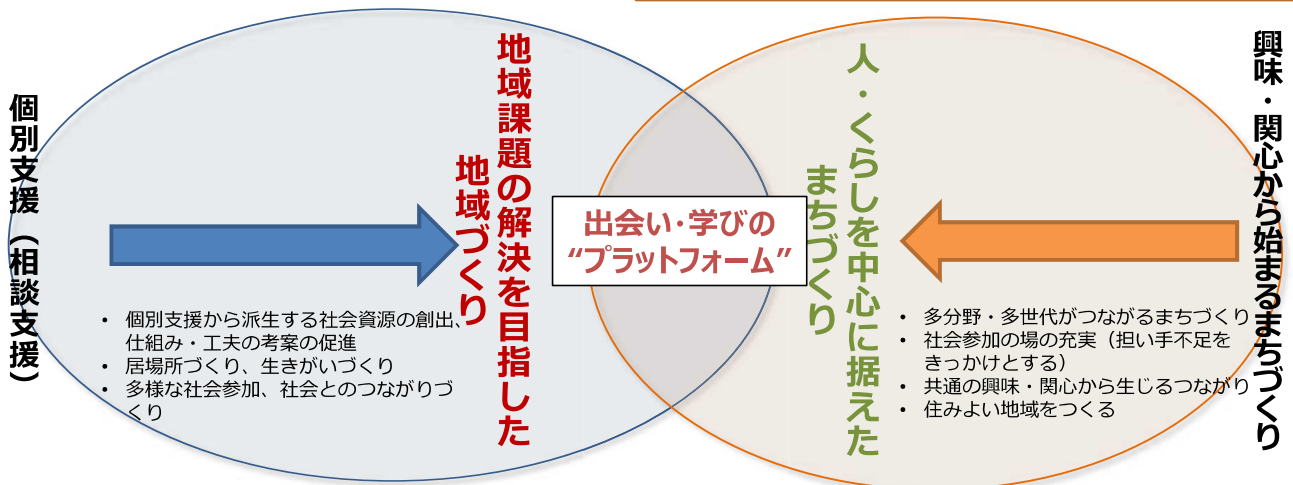


43

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

## 福祉サイドからのアプローチ

## まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



44

## 参考資料

- ・ 検討会最終とりまとめ 概要
- ・ 令和2年度 モデル事業概要（予算案時点）
- ・ 令和2年度予算案関係資料  
生活困窮者自立支援事業関係（抜粋）



## I 地域共生社会の理念

- 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

## II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要がある、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

## III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

### 1 事業の枠組み等

- 地域住民の複合化・複雑化したニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。

断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援</li> <li>① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能</li> <li>② 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能</li> <li>③ 継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能</li> <li>※ ②及び③の機能を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。</li> <li>○ 狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。</li> <li>(例) 生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。</li> <li>① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援</li> <li>② ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能</li> </ul>

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方を共有するプロセス自体にあることから、任意事業とし、段階的实施とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

46

## III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方（続き）

### 2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

- 市町村は地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うとともに、地域住民や関係機関等と議論をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。
- 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善していくことが必要。
- 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方を共有し、事業を推進するため、関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべき。

### 3 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から抽出する際の基本的な考え方

- 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある。その際、既存制度からの抽出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。
- 現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。

## IV 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

### 1 人材の育成や確保

- 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めることが重要。また、市町村においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけではなく、職員全体に対して研修等を行う必要がある。事業開始後も、人材を組織的に育成しつつ、チームで対応していくことが求められる。

### 2 地域福祉計画等

- 新たな事業については、地域福祉計画の記載事項とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。

### 3 会議体

- 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

### 4 都道府県及び国の役割

- 都道府県は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。
- 国はSNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。

47

(参考) 3つの支援について

	断らない相談支援	参加支援	地域づくりに向けた支援
内容	本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援
スキーム	<p>〔具体的な機能〕</p> <p>①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能（相談を受け止める機能）</p> <p>②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能（多機関協働の中核の機能）</p> <p>③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能（継続的につながる機能）</p> <p>※ ②及び③の機能を強化</p> <p>〔域内全体で備えるべき体制〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の相談支援機能も活用しながら、域内全体で属性や課題が明確でない相談も含め対応できる体制とすること</li> <li>・上記の①から③までの機能を有すること</li> <li>・相談支援へのアクセスを住民にとって容易とするための措置（例えば、住民の身近な生活圏において相談支援を行う場を明示するなど）を講ずること</li> </ul>	<p>○個性が高まり生じている狭間のニーズにも対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充（※）していく取組を中心に位置付け、既存的人的・物的資源の中で、本人・世帯の状態に合わせた多様な参加支援の提供を行う。</p> <p>（※）活用方法の拡充の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる</li> <li>・個人商店を中間的就労の場として、対人コミュニケーションが苦手な者を受け入れ、就労・社会参加に向けた支援を行う</li> <li>・地域の空き家を使って、地域のボランティアが勉強を教える場所をつくり、学校とも連携しつつ、不登校の生徒に参加を働きかけ、支援を行う</li> </ul>	<p>〔具体的な機能〕</p> <p>①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援（場や居場所の確保支援）</p> <p>②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーディネート機能（地域づくりのコーディネート機能）</p> <p>※地域づくりのコーディネート機能は、「個別の活動や人のコーディネート」と「地域のプラットフォーム」の2つの機能を確保。</p>
圏域、人員配置等	<p>○市町村において、既存施設・機関の分布など地域の実情を踏まえ、個々の施設・機関が担う役割を含め、圏域についても検討。</p> <p>○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。</p>	<p>○市町村がそれぞれの地域資源を最大限活用して、構築することができるような設計とすべき。</p>	<p>○住民に身近な圏域と住民に身近な圏域よりも大きな範囲（市町村等）の重層的な視点が必要。</p> <p>○人員配置は、それぞれの機関が担う機能や配置状況等を踏まえ、市町村において検討。これまで各機関が地域で果たしてきた役割が継続的に担えるようにすることが必要。</p>
財政支援	<p>○以下の機能の確保に必要な経費について一括して交付することを検討すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・属性毎の相談支援の機能</li> <li>・多機関協働の中核の機能</li> <li>・継続的につながる機能</li> </ul>	<p>○既存の地域資源に対して活用方法の拡充を働きかけるなど、地域資源と支援対象者との間を取り持つ機能に必要な経費に対し、国として財政支援を行うことを検討すべき。</p> <p>○拡充に要する費用負担についても、既存の制度での対応が困難な場合については、参加支援の機能の一部として補助できるようにすべき。</p>	<p>○市町村内の支援体制として、場や居場所の確保支援及び地域づくりのコーディネート機能の確保に必要な経費に対し一括して交付することを検討すべきである。</p>
その他	<p>○特定の相談機関や窓口が全てを丸抱えするのではなく、適切に多機関協働を進め、市町村全体でチームによる支援を行うもの。</p>	<p>○既に社会参加に向けた支援を担っている既存制度による支援と十分連携しながら行うことが必要。</p>	<p>○地域づくりにおいては、福祉の領域を超えて、地域全体を俯瞰する視点が不可欠であり、まちづくり・地域産業など他の分野の可能性も広げる連携・協働を強化することが必要。</p>

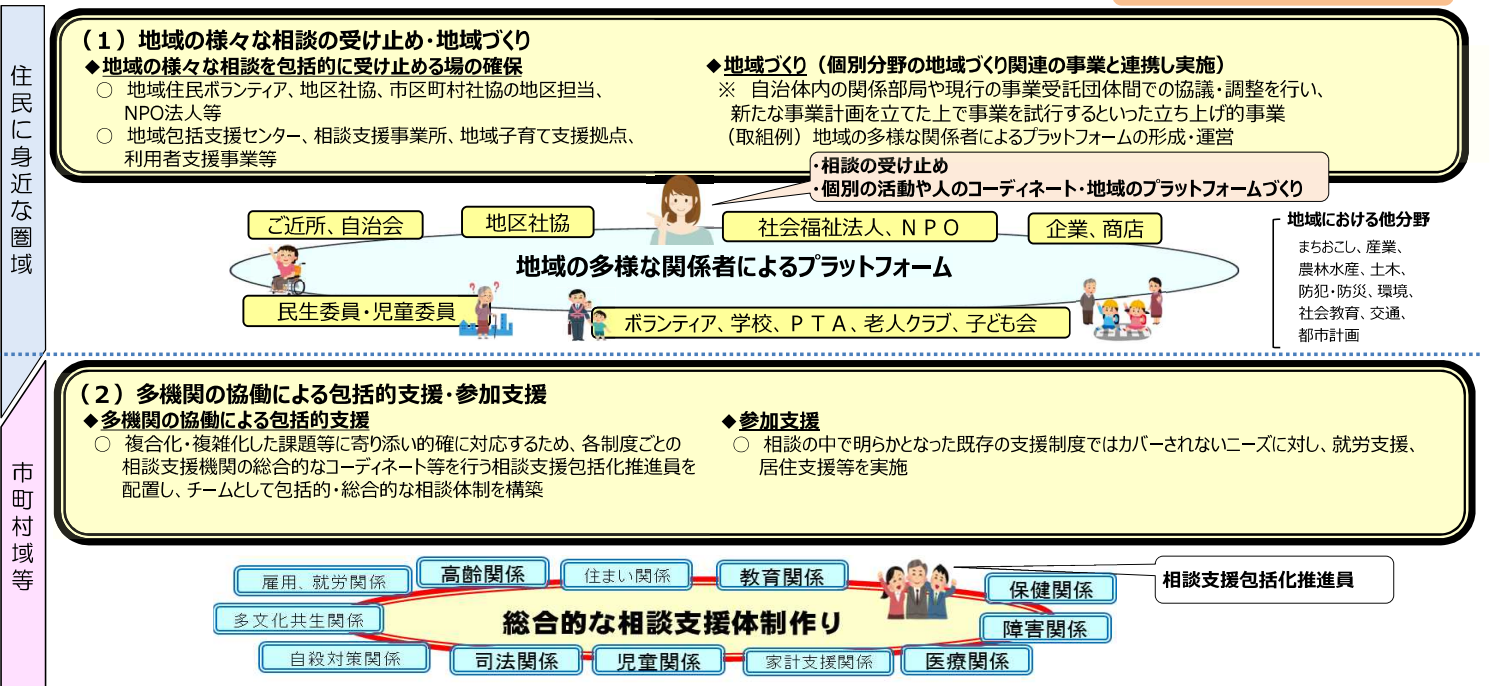
※ 3つの支援を一体的に行うことによって、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、これらの関係性が一人ひとりの自律的な生を支えるセーフティネットとなる。 48

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金） 令和2年度予算案：38.8億円

相談支援（地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援）、参加支援、地域づくりの3つの機能を一体的に実施

実施主体：市町村（200→250か所）  
補助率：3/4



(3) 包括的支援体制への移行に係る調査事業  
・包括的支援体制への移行に向けた各市町村の状況に適した体制構築の検討



# アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

令和2年度予算案：31.7億円

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
  - ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）**
  - ・ **【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等**

実施主体：市等  
補助率：10/10

## 自立相談支援の機能強化の概要

- ◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につながることや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。
- ◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援の仕組みを新たに創設する。

### 事業内容

#### ア) アウトリーチの充実

- 自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。
- アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。
- 具体的には、アウトリーチの充実として、
  - ① 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
  - ② つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施等

#### イ) 相談へのアクセスの向上

- アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。（なお、令和元年度当初予算における前倒し実施も可能とする。）50

# 都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング

令和2年度予算案：3.3億円

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
  - ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）**
  - ・ **【就労支援メニューの強化】都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等**

実施主体：都道府県  
補助率：10/10

## 就労支援の機能強化（都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング）

- ◆ 就労支援の充実のためには、就労体験や訓練を受け入れる企業の協力が不可欠であるが、自治体によっては支援員の余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。
- ◆ また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、より多くの利用者受入につなげることが支援の質の向上に資することから、広域での情報共有やマッチングを行うことが有効と考えられる。

### 事業内容

- 地域の社会福祉法人や社会貢献に尽力している企業等を中心に企業を訪問。特に就労に向け一定の準備が必要な長期間就労していない者（ひきこもりなど）や不安定就労を繰り返している者が利用可能な就労体験・就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に合わせて丁寧な業務の切り出しを提案。
- 開拓した就労体験・就労訓練先の情報を県内自立相談支援窓口へ共有。窓口担当者向けに見学会を実施するとともに、利用を提案。併せて新たな就労体験等のニーズを把握。
- 円滑な利用が図られるよう就労体験先等の初回利用の際に同行。企業側との調整を実施。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。

※ 就労準備支援事業の利用期間は1年とされている一方、対象者の中には、ひきこもり状態にある者等、就労に向けた長期の支援が必要な者が存在することから、まずは多様な社会参加を支援する等の段階的な支援を必要とする場合には、例外的に1年を超えて利用できることを明確化する。（省令改正）

# 就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

令和2年度予算案 5.8億円

- ◇ 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。
- ◇ 一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増している。
- ◇ こうした中、**市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する。**

実施主体：市等  
補助率：10/10

## 事業の概要等

### 実施形態

- 市同士の連携による広域実施（取組例：加西市等）
- 都道府県が関与した広域実施（取組例：熊本県、大阪府等）

### モデル箇所数

- 30箇所程度

### 事業内容

- ア 自治体を超えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）
- イ 委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓
- ウ 広域実施の主体自治体における、広域参加自治体の住民を対象とした支援

[参考] 任意事業を実施しない理由（平成30年度実施状況調査）

事業名	利用ニーズが不明	利用ニーズはあるもの少ないため事業化しにくい	利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能	ニーズがあり事業化したいが予算面で困難	その他
就労準備支援事業 (n=467)	34.3%	33.6%	16.5%	7.7%	7.9%
一時生活支援事業 (n=625)	54.9%	25.4%	6.4%	4.6%	8.6%
家計相談支援事業 (n=499)	21.0%	19.2%	39.3%	13.0%	7.4%
子どもの学習支援事業 (n=366)	48.4%	18.6%	1.1%	4.9%	27.0%

[備考]

本事業は、単に事業の実施率を高めるだけではなく、就労準備におけるメニューの充実や、自治体間での情報共有等の相乗効果といった、支援内容の充実も効果として見込まれる。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とする。 52

## 参考(国事業) 本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化

- ◇ 厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プランでは、「情報のアウトリーチ」として支援が必要な方の手元に必要な情報が届くよう、施策や相談窓口の周知・広報を地域レベルで推進し、そのための環境整備として広報素材の提供や自治体の好事例の展開を行うこととしている。
- ◇ 「情報のアウトリーチ」を行う際には、ひきこもり支援施策や相談窓口の案内に加えて、支援施策を活用する意欲を喚起するため、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復することができた好事例について、ひきこもり状態にある者やその家族へ

実施主体：国(委託費)

## ひきこもり地域支援センターと自立相談支援機関の連携強化

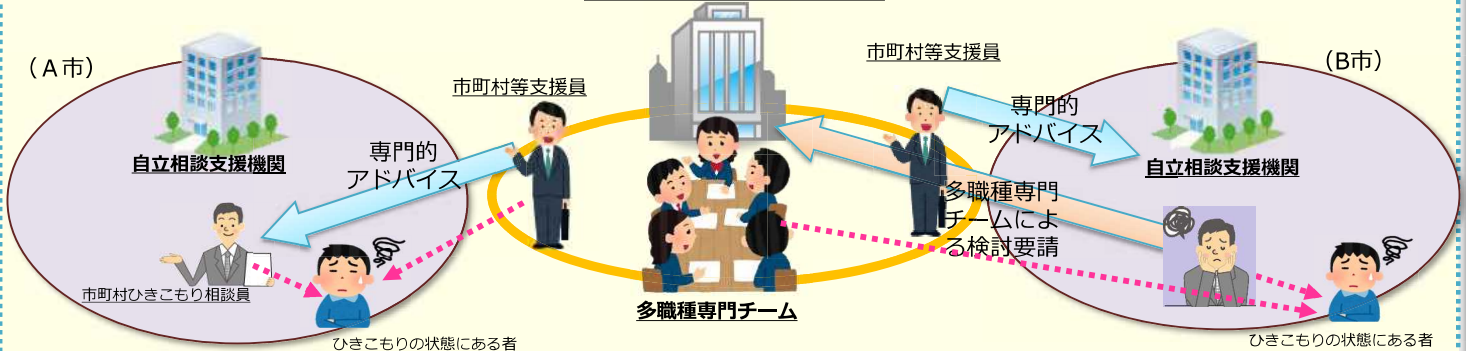
令和2年度予算案：11.5億円

- ◇ ひきこもりに関する相談窓口としては、都道府県、指定都市に設置されているひきこもり地域支援センター（県域）及び福祉事務所設置自治体の自立相談支援機関（市町村域）がある。
- ◇ しかし、ひきこもりに関する相談に対応する人材やノウハウが不足していると考えられる市町村は多く、身近な市町村域でのひきこもり支援を充実させるためには、このような市町村への支援が不可欠である。
- ◇ このため、現在、ひきこもり相談に関するノウハウを有するひきこもり地域支援センターの機能強化及び体制強化を図り、市町村の自立相談支援事業者等の取組に対し、専門的観点から助言等を行う機能を強化する必要がある。
- ◇ 具体的には、より専門性の高い相談支援体制を構築するため、医療、法律、心理、福祉、就労支援等の多職種から構成されるチームのひきこもり地域支援センターへの設置を促進することにより、自立相談支援機関に対する専門的なアドバイスや、当該支援機関と連携して、当事者への直接支援を行う。

実施主体：都道府県・指定都市  
補助率：1/2

### 事業イメージ

#### ひきこもり地域支援センター



- ◇ ひきこもり支援においては、中高年も含め、ひきこもりの状態にある者の年齢にかかわらず支援を行ってきたが、中高年のひきこもりの状態にある者のニーズに応じた、きめ細かな支援が必要である。
- ◇ 例えば、中高年のひきこもり状態にある者は、就労が困難である者も一定程度存在するものと考えられ、就労に限らない多様な社会参加の場を確保する必要がある。

また、ひきこもり状態にある者の最も身近な支援者はその家族であるが、本人との接し方についてのアドバイスを必要とする者など、中高年の者の家族への支援が必要とされている。

- ◇ このため、中高年の者に適した支援の充実を図るため、  
市町村等で実施するひきこもりサポート事業において、中高年のひきこもり状態にある者に適した居場所やボランティア活動の機会の提供を進めることにより、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会を創造する。また、家族に対しても、ひきこもり状態にある者と良好な関係を構築できるよう相談会や講習会等の実施を促進する。

- (例)
- ・中高年の者が参加しやすくなるよう、年齢や性別、ひきこもり状態にある期間等に配慮した居場所づくり
  - ・ボランティア活動等の多様な社会参加の場の確保
  - ・家族に対する、当事者である子との接し方や親子間の関係を良好なものとしていくためのノウハウを得られる場の提供や、親なき後も安心して暮らせるようなライフプラン作成のための講習

※ ひきこもり状態にある方にとって、「居場所」への参加は、社会参加への第一歩であり、特に重要なもの。このため、ひきこもりサポート事業を行う場合には、「居場所づくり」を必ず実施するものとする。

実施主体：都道府県、市町村  
補助率：1/2

参考(国事業)

ひきこもり支援に携わる人材の養成研修等

- ◇ ひきこもり状態にある者への相談支援については、ひきこもり地域支援センターと生活困窮者自立相談支援機関等により行うこととしているが、生活困窮者自立相談支援機関の職員等がひきこもりに関する専門知識への理解を深め、専門性を高めるとともに、センターとの円滑な連携を図っていく必要がある。
- ◇ このため、生活困窮者自立支援制度人材養成研修において新たにテーマ別研修を設定し、8050問題などひきこもりの長期化が社会問題化している現状を踏まえ、ひきこもり状態にある者やその家族への支援手法に係る研修等を実施する。

実施主体：国 54

参考(国事業)

農業分野等との連携強化モデル事業の実施

就労支援の機能強化(農業分野等との連携強化)

- ◆ 生活困窮者の就労支援において、農業体験等に参加することが、生活リズムを整えることやコミュニケーション能力の向上に有用であり、就労準備支援事業などで各自治体において取り組んでいるところであるが、体験先は各自治体で協力先を確保しているのが現状。
- ◆ 農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供するため、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングする仕組みを、全国複数箇所モデル的に実施する。

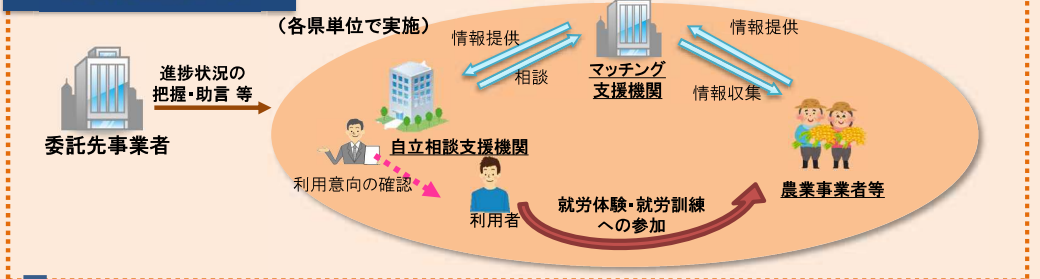
実施主体：国(委託費)

事業内容

- ・委託事業者の調整のもとに、全国複数箇所（5ヶ所程度）に、県内の農業事業者等の求人・訓練受入希望の情報を把握し、自立相談支援機関へ情報提供するためのマッチング支援機関を設置。
- ・委託事業者は、各地のマッチング支援機関の取組の進捗を把握し、円滑な事業実施のための助言、報告書作成等を行う。

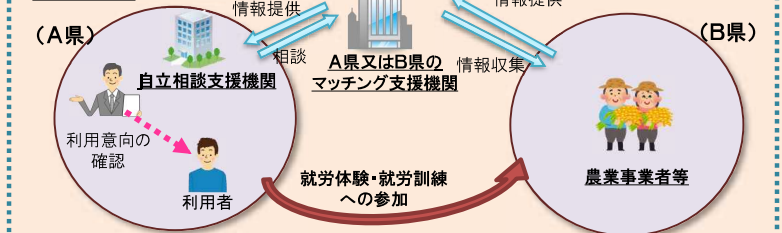
※事業実施に最適な団体等への委託を想定。

モデル事業イメージ



モデル事業終了後は、事業成果(ノウハウ)を元に、全国各地でマッチング支援機関を設置。支援体制を構築する。

(イメージ)



モデル事業は、県内のマッチング体制構築を原則としているが、将来的には都道府県域を超えてマッチングすることも含めて検討。

※国による事業として実施。



# 子どもの学習・生活支援事業の推進

令和2年度予算案 38.5億円

- 子どもの学習・生活支援事業については、H31.4の改正法施行により、子どもの生活習慣や育成環境の改善に関する取組強化など、事業の推進が図られている。
- 制度開始以降、学習支援等の会場数についても増加しているが、遠方等の理由で通えない家庭がなお存在している状況。
- 学習支援等会場の設置が進むことにより、居場所支援や保護者への相談支援、小学生等からの早期支援の促進など、副次的な効果も期待される。

実施主体：市等  
補助率：1/2

## 学習・生活支援事業の実施状況等

- 実施自治体数の増加等に伴い、学習支援実施会場についても設置が進んでいる一方、遠方等の理由から、事業の利用が困難な家庭が存在している状況。また、会場数とともに対象世代を広げている取組事例もある。

実施自治体数の状況

	27年度	28年度	29年度	30年度
実施自治体数	301 (33%)	417 (46%)	506 (56%)	536 (59%)

利用者数・実施箇所数の状況

	27年度	28年度	29年度
利用者数	20,421人	23,605人	31,853人
実施箇所数	950箇所	1,277箇所	1,694箇所

○学習支援事業を利用したことがない理由（今後の利用意向がない保護者に対する質問）

- ・子どもが行きたがらないから ……34.1%
- ・通わせることが困難だから（送り迎えなど） ……31.6%
- ・事業があることを知らないから ……18.7%
- ・対象の学年・年齢ではないから ……14.6%
- ・近くにそのような事業がないから ……11.8%

※平成30年度社会福祉推進事業「生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究事業」より

A市の取組事例

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
市内会場数	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	6箇所
利用者定員	中学生90人	小学生90人 中学生150人	小学生80人 中学生180人 高校生30人	小学生90人 中学生210人 高校生30人	小学生105人 中学生226人 高校生37人

- 実施会場数の更なる設置促進を図ることにより、遠方等の理由による参加困難者の解消や実施規模が過大となっている会場の解消、子どもや子どもの世帯に対するきめ細かい支援の実施につながる。
- 上記課題への対応、更なる設置の推進のため、実施会場数等に応じた支援実績加算を創設する。

## 対象経費

- 支援員人件費等（人件費、交通費等）
- 会場設置経費（賃料等）
- その他光熱水料、通信料等



56

# 技能修得期間における生活福祉資金貸付の推進

令和2年度予算案：2.2億円

令和元年度補正予算案：12.4億円

## 【要旨】

- 就職氷河期世代支援として、福祉資金(※)の貸付を行う新しいメニューの創設により、訓練期間中の生計を維持するための貸付を行うために必要な経費について補助を行う。

※ 福祉資金(福祉費)：技能修得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費

## 【事業内容】

- 対象者は、市町村個人住民税非課税であって、国家資格等の取得により自立した生活を目指す自立相談支援機関の利用者（支援プランに本貸付が位置づけられる者）とし、貸付金の据置期間を養成課程修了後6ヶ月以内（従来の貸付では、貸付の日から6ヶ月以内）に緩和する。

	現行の福祉資金(福祉費)	新たなメニュー
対象者	低所得者(市町村住民税非課税世帯相当)、高齢者世帯、障害者世帯	次のいずれにも該当する者 ①市町村個人住民税非課税の者 ②国家資格を取得するための長期の公共訓練コース等と職場実習を一体的に組み合わせたメニューの受講前及び受講後に、自立相談支援機関による支援(プラン作成、就労支援)を受ける者
貸付上限額の目安	技能を習得する期間ごとに設定。 ① 6月程度 130万円 ② 1年程度 220万円 ③ 2年程度 400万円 ④ 3年以内 580万円	左記同様
据置期間	貸付の日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6ヶ月以内	養成課程修了時点から6ヶ月以内
償還期限	8年	左記同様
貸付利子	① 保証人ありの場合：無利子 ② 保証人なしの場合：年1.5%	左記同様
保証人	原則必要(ただし、保証人なしでも貸付可)	左記同様
申込先	民生委員又は民生委員協議会(ただし、一定の事由がある場合には、直接社協に申込可)	民生委員又は民生委員協議会もしくは自立相談支援機関(ただし、一定の事由がある場合には、直接社協に申込可)

## 【実施主体】

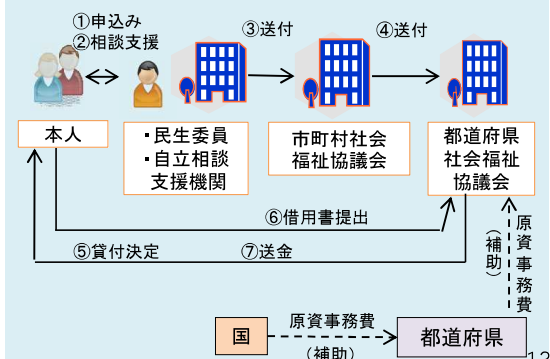
各都道府県社会福祉協議会

## 【所要額】

○令和2年度予算案：2.2億円  
・PC、サーバ等経費(補助率1/2) 2.2億円

○令和元年度補正予算案：12.4億円  
・貸付原資の積み増し(補助率2/3) 9.0億円  
・システム改修費(補助率10/10) 3.4億円

## 【事業スキーム】



13

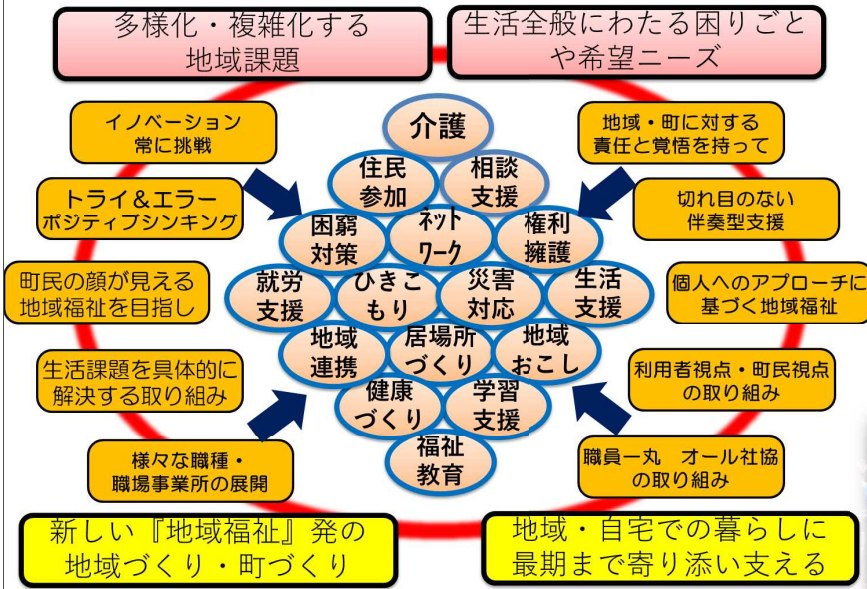
# 実践報告

---

<市町村展開> 富士見町社会福祉協議会 地域福祉係 係長 進藤竜一 氏

<圏域展開> 長野県社会福祉協議会

# 地域共生社会の実現に向けた 包括的支援体制構築事業実施状況



令和2年2月6日  
富士見町社会福祉協議会  
地域福祉係  
係長 進藤 竜一



- ☑地域安心支えあいマップ(地域力強化の取り組みへ)の状況 H24年モデル地区(3自治区)にてマップづくり開始 R1年 38地区マップ完成(24地区更新)
- ☑R元年度 地域のえんがわ登録 37か所
- ☑まるまる相談室 H30年度 新規30名 継続21件 延べ207件 R元年9月末 延べ120件 R元年度 新規37件 継続中49件

## 地域福祉係 事業・取り組み体系イメージ図



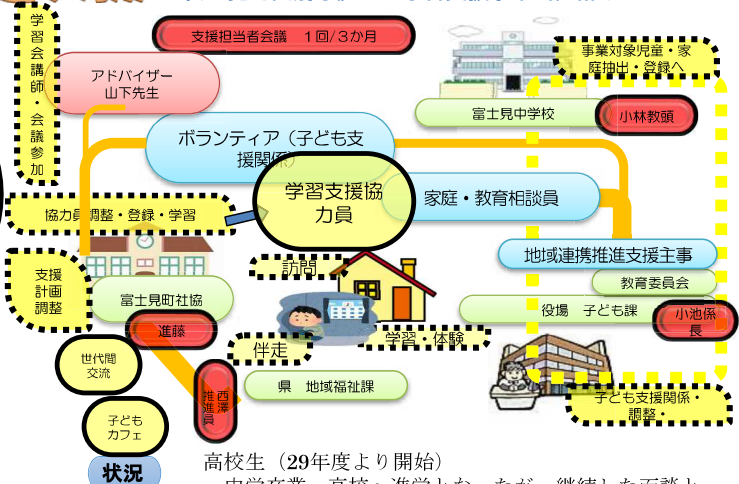
- ☑富士見町認知症 SOSネットワーク 登録者 68名 搜索件数 H28年度9件 H29年度 12件 H30年度6件 R1年 10件
- ☑日常生活自立支援事業 登録者 13名
- ☑暮らしサポートふじみ 利用登録者 51名 活動協力員 48名 H30年度年間209回開催
- ☑地区サロン・みんなのえんがわ サロン開設数 38か所 H30年度年間428回開催



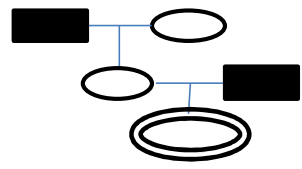
# 地域にこだわり地域でねぼるあきらめない 伴走支援

富士見町困窮家庭への学習支援事業 概略図

生活困窮家庭に対する学  
習・生活支援事業  
延べ158回支援 子ども  
10名 訪問協力員14名



## 伴走的な支援を世代を超えて



### 世帯対応

・各世代における困難をそれぞれに必要な機関へのつなぎ  
祖母：膝が痛く思うように動けない。免許返納  
母：精神疾患・腰痛を抱え常勤の仕事に就くことが出来ず困窮  
本人(子ども)：当初不登校 生活時間バラバラ

### 状況

高校生(29年度より開始)  
・中学卒業～高校へ進学となったが、継続した面談として学習支援が必要  
・生活面でのフォローや実習を含む体験学習  
・高校での躓きへの相談

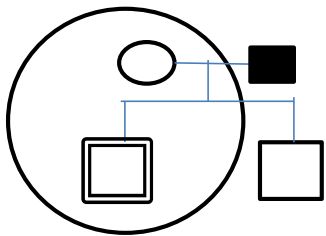
### 対応

・食生活が菓子又はカップラーメン。食事を作る材料はあつて機会もあるが、調理したことがない。調理実習を通じて「良いかげん」を学ぶ  
・提出物への躓きへの相談  
・話やゲームをしながら高校生らしい話への傾聴  
・やりたい事をやる経験作り  
・母親への聞き取りと生活状況把握

### 変化

・高校生活の継続が図られた  
・食生活に幅が出てきて、おかずを作るようになった  
・やっていた卓球を準備から片付けまでできるようになった。  
・母親の体調の安定と就労の安定化

## 個別取組事例 A家支援



認知症と統合失調症を抱える母その年金で暮らす  
軽い身体障害と軽度発達障害?を抱え20数年無職の息子

2016年帰宅困難となり捜索したことをきっかけに関わり開始 母:無断外出は徐々に減るもADL徐々に低下 長男:父の遺産も底をついているが、介護の為と他支援を拒否 社協:母の行方不明での捜索をきっかけに定期訪問 町住民福祉課:障がい年金取得提案も拒否

### 現在の支援状況

- ①母親への介護支援 ⇒ 要介護認定 通所・訪問により介護課題の解決・身体状況の安定
- ②家計状況の確認・アドバイス ⇒ 支出の整理、定期的な訪問の実施、家計の安定 相談関係の構築
- ③就労への支援 ⇒ まいサポとの連携により、就労意欲の習得、アルバイトの開始
- ④暮らしのトラブルへの対応 ⇒ 車両事故など突発的なトラブルへの介入により生活不安の解消

### 現状課題

・就労等の安定による生活維持レベルの収入の確保・職場や地域との連携による更なる良好な関係性の構築

### 将来展望

母の介護と就労の両立するとともに、職場や地域・社協等の支援者と継続した良好な関わり

# A家支援

- 息子高校卒業後予備校通いをするも挫折
- H?頃 就労（障がい者雇用）するも数年で退職

生活・暮らしの困難はその都度発生

親の支援・加護の元生活



関与の必要

継続的支援

- H10頃 母持病の悪化（統合失調症）にて近所の知る所

昔から周囲は知っている



関与の必要

- H25頃 父他界 母精神疾患により意思疎通困難

家族機能の脆弱化



関与の必要

- H27頃 季節ごと母の精神状態により失踪すること度々

搜索の常態化 病状の深刻化



関与の必要

- H28頃 搜索の為地元自治会に依頼 警察にも依頼  
認知症SOSネットワーク（見守りネットワーク）登録

- H29頃 母の排泄の失敗が続き、子が母を殴打 入院  
退院前に支援者会議 継続的なフォロー体制構築

虐待対応・困窮支援



関与の必要

- H30～息子へ就労支援 漏水 交通事故 アルバイト就労

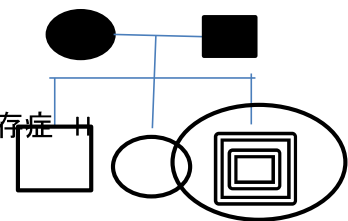
総合相談

伴奏型支援

## 事例

# B家支援

60代前半 一人暮らし 約20年にわたり車中生活を継続 アルコール依存症 30年無免許飲酒運転にて逮捕 懲役1年6か月執行猶予3年



本人：自宅での生活が成り立たない。家事経験ほぼゼロ 病識ナシ  
 自宅：ゴミ屋敷  
 地域：存在は承知されてはいたが・・・

### ☑現在の支援状況

- ①連携体制の構築 → 保護司・役場住民福祉課・保健師・相談支援包括化推進員・民生児童委員・タクシー・セブンイレブン・有償ヘルパー・配食
- ②金銭管理 → 家計状況の確認 余計な支出を減らし困窮の予防
- ③有償サービスによる家事支援指導 → 食生活や家事の成立と自己習得を目指した関わり
- ④近隣住民の協力による庭などの環境美化 → 地域とのつながりを再構築しながら地域の協力による地域課題対応としての協力

### ☑現状課題：

治療への意欲がない（動機付けできていない）  
 活動性を上げるための参加の場への提案ができていない。つながっていない  
 通帳印鑑の預かりを実施しているが、ルール作りが未完成

### ☑将来展望：

動機付けが出来るような支援力を高めたい  
 稼いでもらいたい（消費だけでなく役割をもって）  
 地域と共に多課題世帯に対して共に支援できたら



# B家支援

- 高校卒業 町を離れ首都圏に就職
- H14 両親が亡くなったのを機に町に戻ってくる

生活・暮らしはより困難に  
社協の関与ない

継続的支援

地域との関り・つながり？



関与の必要

- H20 ほぼ車上暮らし

近所・地域は気づいていた？



関与の必要

- H26 大雪、商店の駐車場に長期の滞在、店主が警察に通報

商店・警察との関り



関与の必要

- H28 生活困窮により、役場に相談。車輛保持により生保の該当せず兄弟より金銭的な支援あり

役場との関り 兄弟との関り



関与の必要

- H29 アルコール依存により精神科病院入院

病院との関り 保健師との関り



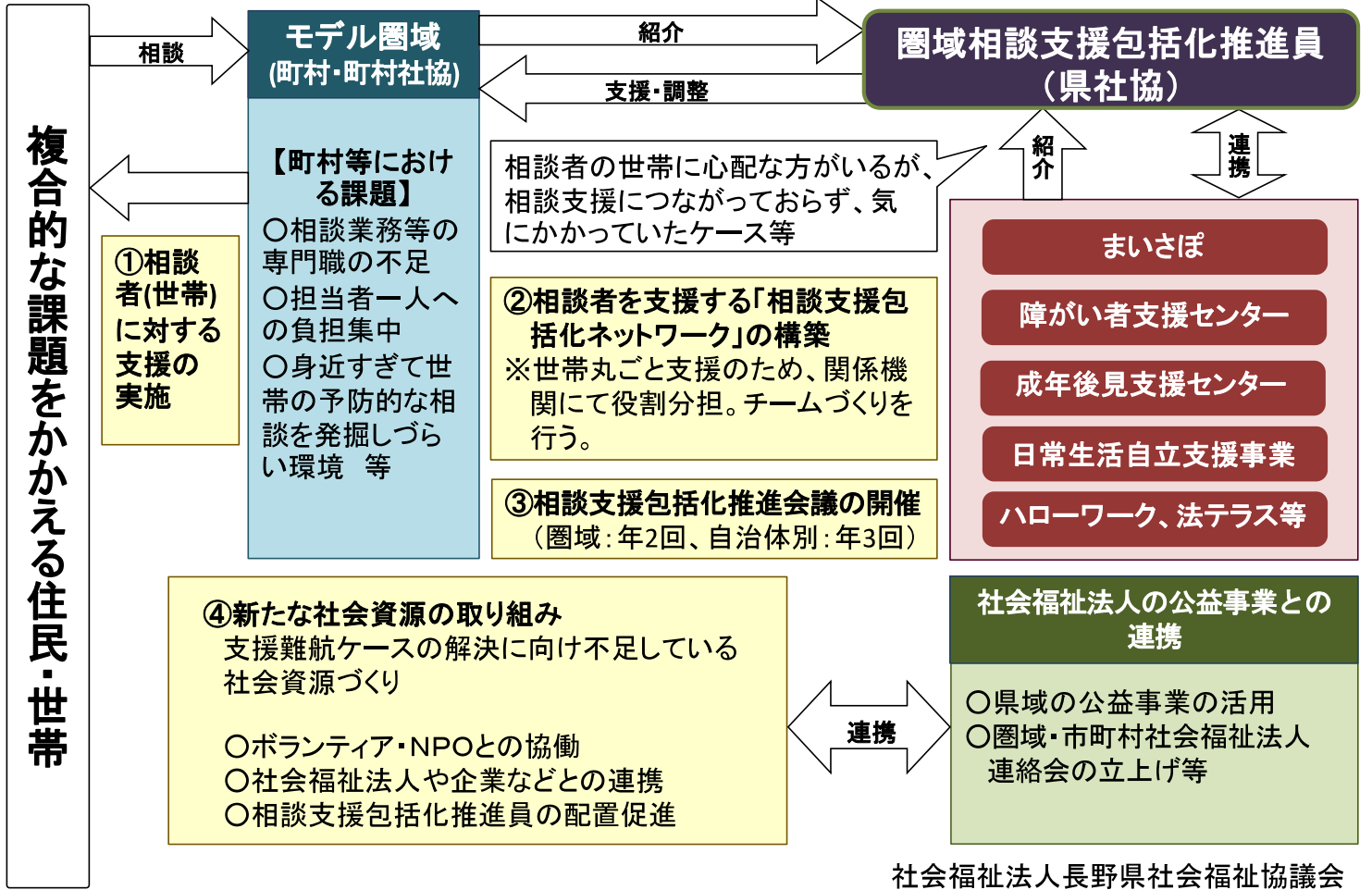
関与の必要

- H30.9 交通事故を起こし、警察のお世話に
- H30.11 兄弟、自宅の様子を見に来る。ごみ屋敷にて、役場に相談、役場を通じ社協に相談

総合相談 伴奏型支援

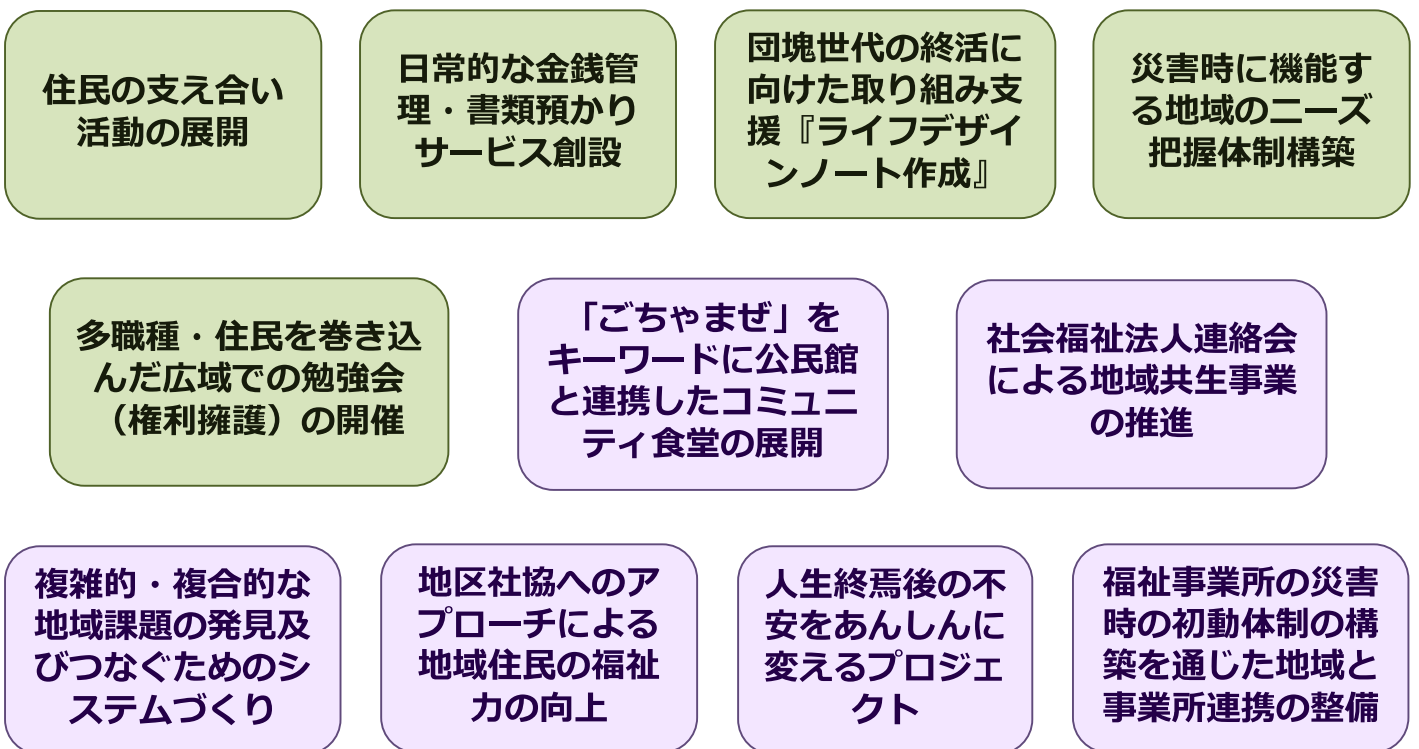


# 広域社協活動によるモデル圏域における包括的相談支援体制づくり



## 新たな社会資源の創出のための取り組み

多職種間での連携・協働を図りつつ、地域に不足する社会資源の創出を図るための取り組みを推進



## 『今後の地域共生社会推進施策について』

## 令和元年度 相談支援包括化推進員研修 開催要領

### 1 開催趣旨

国では、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（以下、地域共生社会推進検討会）を設置し、次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方が検討されてきました。

この研修では、地域共生社会推進検討会の最終とりまとめを参考にして、地域共生社会の理念を学ぶとともに、施策の方向性を今後の方向性を共有する機会とします。

2 日 時 令和2年2月6日（木） 10:00～12:00

3 会 場 松本市浅間温泉文化センター 大会議室 （松本市浅間温泉2-6-1）

4 対 象 相談支援包括化推進員、自治体担当者、社会福祉協議会職員、相談援助従事者等

### 5 内 容

(1) 「地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ」を読み解く

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

(2) 相談支援包括化推進員の取り組みについて

6 申込方法 別紙参加申込書により、**1月30日（木）**までにお申し込みください。

7 問合せ先 長野県社会福祉協議会 総務企画部 企画グループ

TEL：026-228-4244 FAX：026-228-0130 E-mail：[kikaku@nsyakyu.or.jp](mailto:kikaku@nsyakyu.or.jp)

### 8 その他

自然災害等により参加者の安全を確保できないと判断し、本研修を中止または延期する場合は、長野県社会福祉協議会ホームページ(<http://www.nsyakyu.or.jp>)に掲載して通知しますのでご確認ください。また、本フォーラムに係る個人情報、本会の「個人情報の保護に関する方針」に基づき適切に取り扱い、他の目的で使用することはありません。